

昭和三十一年十一月十三日(水曜日)

午後四時三十七分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君

理事島村 一郎君 理事西村 直己君

理事加藤 清二君

青木 正君

有馬 英治君

内田 常雄君

川野 芳満君

佐々木秀世君

椎熊 三郎君

中垣 國男君

南 好雄君

伊藤卯四郎君

春日 一幸君

佐竹 新市君

田中 利勝君

永井勝次郎君

水谷長三郎君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業政務次官

官(通商産業事務官)

官(通商局長事務代理)

通商産業事務官(石炭局長)

中小企業庁長官

通商産業事務官(中小企業庁振興部長)

委員外の出席者

大蔵事務官(為替資金課長)

農林事務官(農林経済課長)

村井 七郎君

二子石揚武君

通商産業事務官 中山 賀博君
(通商局長) 専門員 越田 清七君

十一月十三日

委員宇田耕一君、神田博君、條田弘作君、田中彰治君、松岡松平君、帆足計君及び松平忠久君辞任につき、その補欠として青木正君、椎熊三郎君、荒船清十郎君、藤枝泉介君、中村梅吉君、石野久男君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員青木正君、荒船清十郎君、椎熊三郎君、中村梅吉君、藤枝泉介君、及び春日一幸君辞任につき、その補欠として宇田耕一君、條田弘作君、神田博君、松岡松平君、田中彰治君及び松平忠久君が議長の指名で委員に選任された。

同日

松平忠久君が理事に補欠当選した。

十一月十三日

中小企業団体系案(第二十六回国会開法第一三〇号、参議院継続審査)

中小企業団体系法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第二十六回国会開法第一五二号、参議院継続審査)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(第二十六回国会衆法第三六号、参議院継続審査)

通商産業の基本施策に関する件

○福田委員長 これより会議を開きます。

本日、参議院より送付せられ、本委員会に付託せられました中小企業団体系案、中小企業団体系法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、審査を進めます。

中小企業団体系案(第二十六回国会開法第一三〇号、参議院継続審査)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十一年十一月十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

中小企業団体の組織に関する法律

第一章 総則(第一条—第三条)

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 中小企業等協同組合(第四條)

第三章 商工組合及び商工組合連合会

第一節 総則(第五條—第十六條)

第二節 事業(第十七條—第三十三條)

第三節 組合員(第三十四條—第四十條)

第四節 設立、管理、解散及び清算(第四十一條—第四十七條)

第五節 登記(第四十八條—第五十四條)

第六節 加入命令及び事業活動の規制に関する命令(第五十五條—第六十六條)

第七節 監督(第六十七條—第七十一條)

第八節 中小企業安定審議会並びに中央中小企業調停審議会及び都道府県中小企業調停審議会(第七十二條—第八十八條)

第九節 雑則(第八十九條—第九十五條)

第四章 組織変更(第九十六條—第一百條)

第五章 中小企業団体中央会(第一百一條)

第六章 罰則(第一百二條—第一百十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者が自主的に事業活動を調整するために必要な組織を設けることができるようにし、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、及びその経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(登記)

第二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(中小企業団体等の種類)

第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

一 事業協同組合

二 事業協同小組合

三 火災共済協同組合

四 信用協同組合

五 協同組合連合会

六 企業組合

七 商工組合

八 商工組合連合会

九 この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

一 都道府県中小企業団体中央会

二 全国中小企業団体中央会

第二章 中小企業等協同組合

第四条 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協

同組合、協同組合連合会及び企業組合については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）以下「協同組合法」という。の定めるところによる。

第三章 商工組合及び商工組合連合会

第一節 総則

（中小企業者の定義）

第五条 この章において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

（人格及び住所）
第六条 商工組合及び商工組合連合会（以下「組合」という。）は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（基準及び原則）
第七条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

（名称）
第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

- 一 商工組合にあつては、商工組合
- 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会

2 組合は、前項の規定にかかわらず、その名称中に、商工組合又は商工組合連合会という文字に代えて、その組合員（商工組合連合会にあつては、会員たる商工組合の組合員）の資格として定款で定められる事業（以下「資格事業」という。）が工業、鉱業（土石採取業を含む。）又は建設業に属するときは工業組合又は工業組合連合会という文字を、その他の業種に属するときは商業組合又は商業組合連合会という文字を用いることができる。

3 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いてはならない。

4 組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（設立）
第九条 商工組合は、一定の地域において一定の種類の事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われているため、その中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な進行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合に限り、設立することができるものとする。

第十条 商工組合の地区は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である他の商工組合の地区と重複するものであつてはならない。ただし、市街地における一定の地域を地区とし、その地区内において小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者のすべてが加入することができるとなつており、かつ、これらの事業を営む者以外の者が加入することができないこととなつてはならない。

（以下「商店街組合」という。）の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とは、重複することを妨げない。

第十一条 商工組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を営む中小企業者及び第九条に掲げる事態を克服するため必要がある場合において定款で定めるときは次に掲げる者とする。

一 その地区内において資格事業を営む者であつて、中小企業者以外のもの

二 事業協同組合、事業協同小组合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合又は森林組合連合会であつて、その地区内において資格事業を行うもの。ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。

第十二条 商工組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

2 中小企業者以外の者が加入することができない商工組合は、全国における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われている事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小企業者であり、かつ、総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、設立することができない。

（商工組合連合会の設立）
第十三条 商工組合連合会は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である商工組合その他その行ひ第十七条第一項の事業の総合調整を行ひのでなければ第九条に掲げる事態を克服することが困難であると認められる商工組合が、その同一である資格事業その他第十七条第一項の事業の総合調整を要する資格事業についてするのでなければ、設立することができない。

第十四条 商工組合連合会の地区は、全国とする。ただし、商業又はサービス業に属する事業を資格事業とするものの地区は、都道府県の区域によることができる。

第十五条 商工組合連合会の地区は、資格事業の種類の全部又は一部が同一である他の商工組合連合会の地区と重複するものであつてはならない。ただし、商店街組合をもつて組織する商工組合連合会の地区と商店街組合以外の商工組合をもつて組織する商工組合連合会の地区とは、重複することを妨げない。

第十六条 商工組合連合会は、会員たる資格を有する商工組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

（商工組合の事業）
第十七条 商工組合は、次の事業の全部又は一部を行ひ得るものとする。

- 一 組合員が生産（加工を含む。）以下この号において同じ。）をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取の数量若しくは方法に関する制限
- 二 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三 組合員が販売をする資格事業

に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に關する制限又はその物の購買の数量若しくは方法に關する制限

四 前号に掲げる制限を実施した

後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

五 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類又は提供の数量若しくは方法に關する制限

六 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合における役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

七 技術的理由により第一号、第三号又は第五号に掲げる制限を実施することが著しく困難である場合における資格事業に係る物若しくは役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物若しくはその物の原材料の購買価格の制限

八 前各号に掲げる制限に附帯する事業

2 商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に關する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に關する施設

四 組合員の事業に關する経営及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に關する施設

五 前各号の事業に附帯する事業

3 商工組合は、組合員の利用に支障がない場合限り、組合員以外の者に前項の事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

4 商工組合は、その事業に關し組合員のためにする組合協約を締結することができる。

5 商工組合の事業については、協同組合法第九条の二第二項、第四項から第八項まで及び第九条の三から第九条の七まで（事業協同組合の事業）の規定を準用する。（調整規程の認可）

第十八条 商工組合は、その実施しようとする前条第一項の事業（以下「調整事業」という。）に關し次の事項を定めた規程（以下「調整規程」という。）を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 前条第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間

二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に關する事項

第十九条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 第九条に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第二十条 主務大臣は、第十八条の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が發せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第十八条の認可があつたものとみなす。この場合においては、商工組合は、主務大臣に対し、認可に關する証明をすべきことを請求することができる。

3 主務大臣が第十八条の認可の申請に關し商工組合に報告を求め、又は関係行政機関に照会を發したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を發したときは、遅滞なく、その旨をその商工組合に通知しなければならない。

（調整規程の變更命令及び認可の取消）

第二十一条 主務大臣は、調整規程の内容が第十九条各号に適合する

ものでなくなつたと認めるときは、その商工組合に対し、その調整規程を變更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

（調整規程の廃止の届出）

第二十二条 商工組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（調整規程の設定等の議決）

第二十三条 調整規程の設定、變更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

（過怠金）

第二十四条 商工組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

（監査員）

第二十五条 商工組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に關する監査を行うため、監査員を置くことができる。

（従業員に対する配慮）

第二十六条 商工組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに當つては、その従業員に不利を及ぼすことがないよう努めなければならない。

第二十七条 商工組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員

が離職するに至つた場合において、その後の従業員の雇入についてその離職した者に優先権を与えるように努めなければならない。

（組合協約の認可）

第二十八条 商工組合がその行う調整事業に關し組合員たる資格を有する者と締結する第十七条第四項の組合協約は、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその變更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第九条に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 その組合協約又はその變更後の組合協約の定によりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定により遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の組合協約については、第二十条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「第十九条各号」とあるのは、「第二十八条第二項各号」と読み替へるものとする。

（組合交渉の応諾）

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、商工組合の代表者（その商工組合が会員となつてゐる商工

組合連合会の代表者を含むが、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に關し第十七条第四項の組合協約を締結するため交渉をした旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に應じなければならない。

一 商工組合の組合員と資格事業に關し取引関係のある事業者であつて、中小企業者以外のものに關し取引関係のある事業者をもつて組織する第十一條第二号に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合

三 商工組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの

四 地区内において資格事業を行う事業者（農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれらに類するもので政令で定めるもの並びに資格事業を営む者を除く。）であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの（政令で定める者に限る。）

2 商工組合の代表者は、調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に關し、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき總會の承認を得なければならない。（勸告）

第三十条 主務大臣は、前条第一項の規定による申出が行われた場合において、その商工組合の組合員

たる中小企業者の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その商工組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勧告をすることができ

（商工組合連合会の事業）

第三十一条 商工組合連合会は、會員たる商工組合が行う調整事業の全部又は一部についての総合調整及びこれに附帯する事業を行うものとする。

（総合調整規程の認可）

第三十二条 商工組合連合会は、その実施しようとする前条の事業に關し次の事項を定めた規程（以下「総合調整規程」という。）を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 會員たる商工組合が行う第七條第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間の総合調整

二 前号の制限を実施するための検査の方法の総合調整

三 手数料及び過怠金に關する事項の総合調整

（準用）

第三十三条 商工組合連合会の事業については、第十七條第二項から第五項まで、第十九條から第二十五條まで及び第二十八條から第三十條までの規定を準用する。この場合において、第十七條第二項第一号、第三号及び第四号、第三項並びに第四項中「組合員」とあるのは、會員たる商工組合及びその組

合員」と、第二十八條第一項及び第二項第二号中「組合員」とあるのは「會員たる商工組合の組合員」と、第二十九條第一項及び第三十條中「商工組合の組合員」とあるのは「商工組合連合会の會員たる商工組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

（出資）

第三十四条 第十七條第二項（前条において準用する場合を含む。）の事業を行う組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 組合員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であつて、組合の承諾を得たものは、この限りでない。

3 出資組合の組合員の責任は、第四十條において準用する協同組合法第十二條第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

4 出資については、協同組合法第三十條第二項、第三項及び第五項（出資一口の金額等）の規定を準用する。

（非出資組合の組合員の責任）

第三十五条 出資組合以外の組合（以下「非出資組合」という。）の組合員の責任は、第四十條において準用する協同組合法第十二條第一項の規定による経費の負担を限度とする。

（議決権及び選挙権）

第三十六条 組合員は、各、一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、商工組合連合会の會員に対しては、その組合員の數に應じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

2 議決権及び選挙権については、協同組合法第十一條第二項から第五項まで（議決権等の行使）の規定を準用する。

（加入）

第三十七条 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口數に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時（第三十四條第二項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時）に組合員となる。

2 非出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

（脱退）

第三十八条 非出資組合の組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

3 組合員の脱退については、協同組合法第十九條（法定脱退）の規定を、出資組合の組合員の脱退については、協同組合法第十八條（自由脱退）及び第二十條から第二十二條まで（持分の払戻）の規定を準用する。

（持分の払戻の特例）

第三十九条 出資組合の組合員が第三十四條第二項ただし書の承諾を得た場合については、協同組合法第二十條から第二十二條まで（持分の払戻）の規定を準用する。

（準用）

第四十條 組合員については、協同組合法第十二條（経費の賦課）、第十三條（使用料及び手数料）及び第十四條（加入の自由）の規定を、出資組合の組合員については、同法第十六條（相続による加入）、第十七條（持分の譲渡）及び第二十三條（出資口數の減少）の規定を準用する。

第四節 設立、管理、解散及び清算

（発起人）

第四十一條 商工組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の中小企業者が、商工組合連合会を設立するには、その會員にならうとする二以上の商工組合が発起人となることを要する。

（設立の認可）

第四十二條 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号（商工組合連合会にあつては、第一号を除く。）に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。
- 一 資格事業について第九条に掲げる事態が生じていること。
- 二 商工組合にあつては第十二条の、商工組合連合会にあつては第十六条の要件を備えていること。
- 三 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- 四 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當であること。
- 五 第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な經營的基礎を有すること。
- 3 主務大臣は、前項第一号に適合しているかどうかについて中小企業安定審議会に諮問して定める判定の基準に従わなければならない。
- 4 第一項の認可については、第二十条の規定を準用する。
- (定款)
- 第四十三条 組合の定款には、次の事項（非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。）を記載しなければならない。
- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所所在地

- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払込の方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立の方法
- 十一 役員の数及びその選挙に関する規定
- 十二 事業年度
- 十三 公告の方法
- 2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。
- 3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。
- (規約)
- 第四十四条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

- (移行)
- 第四十五条 非出資組合であつて、第四十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の事業を行うものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。
- 2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。
- 3 総代会においては、第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができる。
- 4 第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において第四十九条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。
- 5 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三項（出資の第一回の払込の金額及び現物出資の給付）の規定を準用する。
- 第四十六条 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。
- 2 前項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻）、第五十六条及び第五十七条（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。

- 準用する。この場合において、前条第四項中「第四十九条」とあるのは、「第五十条」と読み替へるものとする。
- (準用)
- 第四十七条 組合の設立については、協同組合法第二十七条（創立総会）、第二十八条（理事への事務引継）及び第三十条から第三十二条まで（成立の時期等）の規定を、出資組合の設立については、同法第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込）の規定を準用する。この場合において、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。
- 2 組合の管理については、協同組合法第三十五条から第五十五条まで（役員、総会、総代会等）の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六条、第五十七条（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第五十九条第一項及び第二項、第六十条（剰余金の配当）並びに第六十一条（組合の持分取得の禁止）の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、同法第三十九条第一項中「規約」とあるのは、「規約、調整規程又は総合調整規程」と、同法第四十条の二及び第四十五条第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは、「総組合員の十分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上

- に當る議決権を有する会員）」と、同法第四十一条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは、「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上）に當る議決権を有する会員）」と、同法第四十一条第一項中「出席者の過半数」とあるのは、「出席者の過半数（商工組合連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員）」と、同法第二項ただし書中「規約」とあるのは、「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」と、同法第五十一条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、同法第五十三条中「総組合員の半数以上」とあるのは、「総組合員の半数以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の半数以上）に當る議決権を有する会員」と読み替へるものとする。
- 3 組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算）の規定を、出資組合の合併については、同法第六十三条第二項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項第五号中「第百六条第二項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同法第二

項及び同法第六十三条第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、同法第六十九条中「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上（商工組合連合会ニ在リテハ議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル会員）」と読み替へるものとする。

第五節 登記

(設立の登記)

第四十八条 組合は、第四十二条第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込）があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

- 1 組合の設立の登記には、次の事項（非出資組合にあつては、第五号の事項を除く。）を掲げなければならない。
 - 一 事業
 - 二 名称
 - 三 地区
 - 四 事務所
 - 五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
 - 六 存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因
 - 七 役員の名及び住所
 - 八 組合を代表すべき理事の氏名

九 数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

三 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(移行の登記)

第四十九条 非出資組合は、第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地において三週間以内に、出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならない。

第五十条 出資組合は、第四十六条第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、非出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十一条 組合の設立の登記は、役員の名の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

三 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(移行の登記の申請)

第五十二条 第四十九条の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五条第二項に規定する出資の第一回の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

第五十三条 第五十条の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六条第二項において準用する協同組合法第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(準用)

第五十四条 組合の登記については、協同組合法第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第九十二条まで、第九十四条、第九十五条第一項及び第九

二項並びに第九十六条から第三百三条まで（登記）の規定を、出資組合の登記については、同法第八十六条第二項及び第九十五条第三項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十九条並びに第九十五条第一項及び第二項中「第八十三条第二項」とあり、同法第八十五条第一項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」と、同法第八十六条第二項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、同法第九十四条中「第八十三条第五項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第三項」と、同法第九十七条第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第九十八条第二項中「第九十三条第三項及び前条第二項」とあるのは「前条第二項及び合併によつて消滅する組合が中小企業団体の組織に関する法律第三十四条第二項に規定する出資組合であるときは同法第五十一条第三項」と読み替へるものとする。

第六節 加入命令及び事業活動の規制に関する命令

(加入命令)

第五十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものの事業活動が第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合において、その商工組合がその地区内において資格事業を営むすべての中小企業者の事業活動を自主的に調整することによつて同条に掲げる事態を克服することができ、かつ、その方法によることがその事態を克服するのに最も適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものに対し、その商工組合に加入すべきことを命ずることができる。

一 その地区内において資格事業を営む中小企業者の四分の三以上が組合員となつていないこと。

二 その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行ふ第十一号第二号に掲げる団体（その資格事業がその団体について同号の政令で定める業種に属する場合に限る。以

て）

下同じ。の総数の四分の三以上が中小企業者であること。

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

2 前項の規定による命令があつたときは、その実施の日におけるその商工組合の地区内においてその実施の日における資格事業たる事業を営む中小企業者であつて組合員以外のもの（第四項の規定により認証を受けた者を除く。）は、その実施の日から二十日を経過した日（その日以後その地区内においてその事業を営む中小企業者となつた者にあつては、その事業を営む中小企業者となつた日）に、その商工組合の組合員となる。

3 前項の規定により出資組合たる商工組合の組合員となる者は、第三十四条第二項ただし書の承諾を得たものとみなす。非出資組合たる商工組合が出資組合に移行した場合において、その商工組合が非出資組合であつた間に前項の規定によりその組合員となつた者についても、同様とする。

4 第一項の規定による命令があつたときは、その命令の対象となつた中小企業者のうちその商工組合に加入することに支障がある者は、その命令があつた日から起算して二週間以内に行政府にその旨の認証を求めることができる。この場合において当該行政府は、その認証を第一項の規定による命令の実施の日から二十日以内にしなければならぬ。

5 前項の規定により認証を受けた者は、その商工組合の行い調整事業に係る制限に従わなければならない。

6 商工組合は、前項の規定の適用を受ける者に対し、その商工組合の調整規程で定める例に従い、その調整事業に係る制限を実施するため必要な限度において、検査を行い、手数料、経費及び過剰金を課することができる。

7 第一項の規定による命令に係る商工組合は、その命令があつた日から九十日以内に、その商工組合の実施している調整規程を変更するかどうかについて、総会の議決を経なければならない。

8 前項の議決については、第二十条第二項の規定を準用する。

（事業活動の規制に関する命令）

第五十六条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える商工組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のもの（中小企業者を除く。）の事業活動が第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないことを認められる場合において、このような状態が継続すること、は、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき

は、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 その地区内において資格事業を営む者であつて中小企業者以外のもの及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体が加入することができること。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつて

三 前条第一項第三号の要件を備えていること。

第五十七条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える商工組合連合会の地区内において資格事業を営む者であつてその組合員たる商工組合の組合員以外のもの（その組合員たる商工組合の地区内の中小企業者を除く。）若しくはその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体であつてその組合員たる商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合連合会の組合員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないことを認められる場

合において、このような状態が継続することは、資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあることを認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体に對し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 会員たる商工組合のすべてが前条第一号の要件を備えていること。

二 その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体の総数の三分の二以上が会員たる商工組合の組合員となつて

（設備新設の制限命令）

第五十八条 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第五十六条又は第五十七条の規定により生産の設備の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、当該資格事業に係る物の生産の設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

（命令の決定及び形式）

第五十九条 第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令は、その組合が総会の議決を経て申し出た場合でなければ、することができない。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第一項の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

4 第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条又は前条の規定による命令は、省令をもつてするものとする。

（聴聞）

第六十条 主務大臣は、第五十五条第一項又は第五十六条から第五十八条までの規定による命令をしようとするときは、聴聞を行い、広く一般の意見をきかなければならない。

（調整規程等の変更命令）

第六十一条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしようとするときは、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその組合員たる商工組合に對し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（命令の変更又は取消）

第六十二条 主務大臣は、第五十五

条第一項又は第五十六條から第五十八條までの規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(脱退の特例)

第六十三條 第五十五條第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失うまでは、第三十八條第三項において準用する協同組合法第十九條第一項第一号又は第二号に掲げる理由による場合を除き、脱退することができない。

2 第五十五條第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八條の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

(事務の処理)

第六十四條 主務大臣は、第五十六條又は第五十七條の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部は、その命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合が処理すべき旨を定めることができる。

(手数料)

第六十五條 第五十六條又は第五十七條の規定による命令に基く登録、割当、検査その他の処分を受ける者は、省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十六條 次に掲げる者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(秘密保持義務)

一 第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 第六十四條の規定により第五十六條若しくは第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者

第七節 監督

(主務大臣の命令)

第六十七條 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(役員等の解任)

第六十八條 主務大臣は、第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは監査員が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は第六十四條の規定により第五十六條若しくは第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は第六十四條の規定により第五十六條若しくは第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(商工組合等に対する解散の命令)

第五十九條 主務大臣は、商工組合が第九條又は第十二條に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工組合に対し、解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、商工組合連合会が第六條に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき、又はその会員たる商工組合が一となつたときは、その商工組合連合会に対し、解散を命ずることができる。

3 主務大臣は、組合が第六十七條の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當でなくなつたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第六條の二(弁明の機会の供与)の規定を準用する。

(不服の申立)

第七十條 第五十五條第一項、第五十六條、第五十七條又は第五十八條の規定による命令又は第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができぬ。

条第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができぬ。

2 第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は第六十四條の規定により第五十六條若しくは第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、その行為のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができぬ。

(準用)

第七十一條 組合の監督については、協同組合法第四條から第五十五條の二まで(不服の申立等)の規定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十五條第一項中「總数の十分の一以上」とあるのは「總数の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の總数の十分の一以上)に當る議決権を有する会員」と読み替へるものとする。

第八節 中小企業安定審議會

第七十二條 中小企業安定審議會及び都道府県中小企業調整審議會並びに中央中小企業調整審議會及び都道府県中小企業調整審議會を置く。

(中小企業安定審議會)

第七十三條 中小企業安定審議會(以下「安定審議會」という。)は、関係各大臣の諮問に應じ、組合の調整事業に關する重要事項を調査審議する。

第七十三條 中小企業安定審議會(以下「安定審議會」という。)は、関係各大臣の諮問に應じ、組合の調整事業に關する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合に、安定審議會に諮問しなければならない。

一 第十八條の規定により第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程の変更の認可をしようとするとき。

二 第五十五條第一項、第五十六條、第五十七條又は第五十八條の規定による命令をしようとするとき。

第七十四條 安定審議會は、委員三十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、安定審議會に、専門委員を置くことができる。

第七十五條 安定審議會の委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第七十六條 安定審議會の委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十七條 安定審議會に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

第七十八條 安定審議會の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七十九條 安定審議會に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 安定審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて安定審議会の決議とすることができ

る。

第八十条 前数条に定めるもののほか、安定審議会の組織及び運営に

関し必要な事項は、通商産業大臣が定める。

(中小企業調停審議会)

第八十一条 通商産業省に、中央中小企業調停審議会を置く。

2 都道府県は、第九十五条の政令で第三十条の規定による主務大臣

の勧告の権限の全部又は一部が都道府県知事に委任されたときは、

都道府県中小企業調停審議会を置くことができる。

第八十二条 中央中小企業調停審議会は関係各大臣の、都道府県中小

企業調停審議会は都道府県知事の諮問に応じ、組合協約に関する重

要事項を調査審議する。

第八十三条 中央中小企業調停審議会は会長一人及び委員九人以内

で、都道府県中小企業調停審議会は会長一人及び委員六人以内で組

織する。

第八十四条 中央中小企業調停審議

し、欠員を生じた場合の補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八十六条 調停審議会の会長及び委員は、非常勤とする。

第八十七条 調停審議会の会長は、会務を総理する。

第八十八条 前数条に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に

関し必要な事項は、通商産業大臣又は都道府県知事が定める。

第九節 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第八十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む)の認可を受けた組合協約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第二十一条(第二十八條第三項(第三十三条において準用する場合を含む)又は第三十三条において準用する場合を含む)の規定による処分をし

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定

一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私

的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定

その請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、組合

が第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む)の規

定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法

を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限り

でない。

(公正取引委員会との関係)

第九十条 主務大臣は、第十七条第一項第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程につ

いて第十八条若しくは第三十二条の認可をしようにするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る組合協約について第二十

八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む)の認可をしようにとするときは、公正取引委員

会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第十八条、第二十八條第一項(第三十三条において準用する場合を含む)若しくは第三十二条の認可をしようにすると

き(前項に規定する場合を除く)、又は第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしようにするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第二十一条(第二十八條第三項(第三十三条において準用する場合を含む)又は第三十三條において準用する場合を含む)又は第六十一条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第十八條若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第十九条各号(第三十三條において準用する場合を含む)に適合する場合、又は組合が第二十八條第二項各号(第三十三條において準用する場合を含む)に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第二十一条(第二十八條第三項(第三十三條において準用する場合を含む)又は第三十三條において準用する場合を含む)の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(排除措置)

第九十一条 公正取引委員会は、商工組合の組合員又は商工組合連合会の会員たる商工組合の組合員であつて中小企業者以外のものが第

十七條第二項(第三十三條において準用する場合を含む)の事業を利用してすることが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限し、又は制限するお

それがあると認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

2 前項の場合については、協同組合法第九八條及び第九九條(排除措置の手續等)の規定を準用する。

(報告の徴収)

第九十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合員たる資格を有する者、第二十九條第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第五十八條の規定による命令に係る生産の設備を設置して

いる者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第九十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者又は第五十八條の規定による命令に係る生産の設備を設置して

いる者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を持参し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第九十四条 この法律における主務大臣は、組合の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十条の規定による勧告に関しては、その交渉の相手方の行う事業を所管する大臣(その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行う事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)及び組合の資格事業を所管する大臣とする。

2 第五十五条第四項に規定する行政庁は、都道府県知事とする。

3 主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消又は勧告をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(権限の委任)

第九十五条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第四章 組織変更

(事業協同組合への組織変更)

第九十六条 次の各号に適合する商工組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、事業協同組合になることができる。

一 第十七条第二項の事業を行つてゐること。

二 協同組合法第七條第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者のみが組合員となつてゐること。

三 組合員の全部に出資をさせてゐること。

四 その商工組合について第五十五条第一項若しくは第五十六条の規定による命令がされ、又はその商工組合が組合員となつてゐる商工組合連合会について第五十七条の規定による命令がされてゐないこと。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4 総代会においては、第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織変更について議決することができる。

5 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

6 前項の認可については、協同組合法第二十七条の二第四項(設立認可の基準)及び第百十一条(所管行政庁)の規定を準用する。

7 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十九条第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

8 商工組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(商工組合への組織変更)

第九十七条 次の各号に適合する事業協同組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、出資組合たる商工組合になることができる。

一 資格事業について第九条に掲げる事態が生じてゐること。

二 その地区が資格事業の種類の一部又は全部が同一である商工組合の地区と重複するものでないこと。(商店街組合になる事業協同組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とが重複する場合及び商店街組合以外の商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合の地区とが重複する場合を除く。)

三 第十二条の要件を備へてゐること。

2 前項の規定による組織変更については、前条第二項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第六

項中「協同組合法第二十七条の二第四項」とあるのは「第四十二条第二項」と、同条第七項中「第九十九条第一項」とあるのは「第百一条第一項」と、同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

(役員の変更)

第九十八条 商工組合が第九十六条第一項の規定により事業協同組合になつたとき、又は事業協同組合が前条第一項の規定により商工組合になつたときは、次条第一項又は第百条第一項の規定による登記をした日から九十日以内に、役員全部の改選をしなければならない。

(組織変更の登記)

第九十九条 商工組合は、第九十六条第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四条において準用する協同組合法第八十八条の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合については登記については、協同組合法第九十七条第一項及び第二項(解散の登記の申請)の規定を、事業協同組合については登記については、同法第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条(設立の登記の申請)の規定を準用する。

第百条 事業協同組合は、第九十七条第二項において準用する第九十六条第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第八十八条の登記を、商工組合については第九十八条第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合については登記については、協同組合法第九十七条第一項及び第二項(解散の登記の申請)の規定を、商工組合については登記については、第五十一条第一項及び第二項並びに協同組合法第九十四条(従たる事務所の所在地における設立の登記の申請)の規定を準用する。

第五章 中小企業団体中央会

第百一条 中小企業団体中央会については、協同組合法の定めるところによる。

第六章 罰則

第二百二条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第百三条 次の各号に掲げる者がその職務に関しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したとき

は、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

一 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員又は職員

二 第六十四条の規定により第五十六條又は第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するもの

第百四条 前条各号に掲げる役員又は職員にならうとする者がその担当すべき職務に関し請託を受けてわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条各号に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条各号に掲げる役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百五条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百六条 第百三条又は第百四条に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百七条 第六十六條の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百八条 第五十六條、第五十七條又は第五十八條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百九条 第十八條又は第三十二條の認可を受けずに調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八條第三項の規定に違反した者

二 第十七條第五項（第三十三條において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第九條の三第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十二條（第二十八條第三項（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第七十一條において準用する協同組合法第五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第九十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第九十三條第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十一條 第六十一條又は第六十七條の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百八條又は第百十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本條の刑を科する。

第百十三條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合又は事業協同組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める登記を怠つたとき

二 第九十六條第八項（第九十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

第百十四條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき

二 第十七條第三項（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

第百十五條 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第八條第四項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第百十六條 組合については、協同組合法第百十五條第三号から第十号まで及び第十五号から第十八号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第百十七條 第九十一條第二項において準用する協同組合法第百八條において私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律（以下「新法」といふ。）は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

（中小企業安定法の廃止）

第二条 中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号。以下「旧安定法」といふ。）は、廃止する。

（商工組合等への移行）

第三条 旧安定法による調整組合又は調整組合連合会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなす。

第四条 旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員であつて、新法の施行の際現にその職にあるものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなす。

法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなす。

2 前項の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなされた者の任期は、それぞれその者が旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員となつた日から起算する。

第五条 附則第三條の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなされた調整組合又は調整組合連合会は、新法の施行の日から三月以内に必要な定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可の申請をしなければならない。

2 主務大臣は、前項の調整組合又は調整組合連合会が同項の期間内に同項の申請をしなかつたときは、その調整組合又は調整組合連合会に対し、解散を命じなければならない。

3 第一項の調整組合又は調整組合連合会は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。

4 前項の場合については、協同組合法第八十八條（解散の登記）及び第九十七條第三項（解散の登記の嘱託）の規定を準用する。この場

合において、同項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

5 第一項の調整組合又は調整組合連合会については、第八條第一項の規定は、第一項の定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があるまでは、適用しない。

第六條 新法の施行前に前条第一項の調整組合又は調整組合連合会について旧安定法により調整組合登記簿又は調整組合連合会登記簿に登記された事項は、新法の施行の日においてそれぞれ新法により商工組合登記簿又は商工組合連合会登記簿に登記されたものとみなす。

(名称)
第七條 新法の施行の際現にその名称中に商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いている者は、新法の施行後三月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第八條第三項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(処分等の効力)
第八條 新法の施行前に旧安定法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

(旧安定法の効力に関する経過規定)
第九條 旧安定法第二十九條第一項

若しくは第二項又は第二十九條の二の規定による命令については、同法は、附則第三條の規定にかかわらず、新法の施行の日から一月間は、なおその効力を有する。

第十條 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第三十号)第三十條第三項及び第三十一條第二項の適用については、旧安定法は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(協同組合法の改正)
第十一條 協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業団体中央会

(種類)
第七十條 中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)及び全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)とする。

第七十二條第一項第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同項第二号中「全国中小企業等協同組合中央会」を「全国中小企業団体中央会」に改める。

第七十四條第一項第一号中「組合の下に、商工組合及び商工組合連合会(以下「組合等」という。)」を、「指導の下に、並びに連絡を

加え、同項第二号から第四号までの規定中「組合」を「組合等」に改め、同項第五号中「組合」を「組合等及び中小企業」に改め、同条第二項中「組合及び中央会」を「組合等、中央会及び中小企業」に改める。

第七十五條第一項第一号の次の一の二 組合等の連絡

第七十五條第一項第二号及び第三号中「組合」を「組合等」に改め、同項第四号中「組合及び都道府県中央会」を「組合等、都道府県中央会及び中小企業」に改める。

第七十六條第一項第一号及び第二項第二号中「組合」を「組合等」に改める。

第八十一條第二項及び第八十二條の十二中「組合」を「組合等」に改める。

第九十二條第二項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

第十二條 協同組合法による中小企業等協同組合中央会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において改正後の協同組合法による中小企業団体中央会になつたものとみなす。

2 前項の場合については、附則第四條から第六條までの規定を準用する。

(罰則の経過規定)
第十三條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第九條の規定により旧安定法がなおその効力を有する間にし

た行為に対する罰則の適用については、同法は、同条に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

中小企業団体の法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第二十六回国会内閣提出衆議院送付本院継続審査)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條の四によりここに送付する。

昭和三十一年十一月十三日
衆議院議長 松野 鶴平
衆議院議員長谷谷秀次殿

中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(登録税法の改正)
第一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「中小企業等協同組合中央会」を「商工組合、商工組合連合会、中小企業団体中央会」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に、「中小企業団体の組織に関する法律」を加える。

(印紙税法の改正)
第二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ八中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同条第六号中「中小企業等協同組合ノ発スル出資証券」の下に、「預金通帳」を加え、「若ハ輸出組合」を、「輸出

入組合、商工組合若ハ商工組合連合会」に改め、同条第九号ノ四中「貯金証書」を「預金証書」に改める。

(商工組合中央金庫法の改正)
第三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

「所屬組合」を「所屬団体」に改める。

第一条第一項中「(塩業組合ヲ含ム)」を「其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体」に改める。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会」を、「事業協同組合」の下に、「商工組合」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七條第一項を次のように改める。

左ニ掲グル者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

一 政府

二 中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会

三 塩業組合(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)

四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以

下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)

五 酒販組合、酒販組合連合会

又ハ酒販組合中央会(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三十人以上ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)

第二十七條第一項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。

第二十八條第一項第六号中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。

第二十九條第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。同項第四号中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会」を加える。

(所得税法の改正)

第四條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企

業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

(法人税法の改正)

第五條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

第九條第六項中「中小企業等協同組合(企業組合を除く)」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六條 前条の規定による改正後の法人税法第九條第六項の規定は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正)

第七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項ただし書中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加え、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に、「当該事業協同組合又は協同組合連合会」を「当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 中小企業団体の組織に関する法律

昭和三十一年十一月十三日

(昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正)

第八條 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号の二中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第九條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号の次に次の一号を加え、同項第十号を削る。

二の二 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行に関するこ

と。

第五條第一項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、同条第二項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、「中小企業安定法」を「中小企業団体の組織に関する法律」に改める。

(運輸省設置法の改正)

第十條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の九中「中小企業等協同組合」の下に「並びに商工組合及び商工組合連合会」を加える。

(地方税法の改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第七十二條の五第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び調整組合連合会」を削る。

第七十二條の十八第二項中「及び輸出入組合」を「輸出入組合、商工組合及び商工組合連合会」に改める。

第七十二條の二十二第四項第五号中「(企業組合を除く)」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七十三條の四第一項第八号中「及び中小企業等協同組合」による組合(企業組合を除く)及び連合会を、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)による組合及び連合会(企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む)に規定する事業のみを行ふものを除く)に改める。

第二百九十六條第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第三百四十八條第二項第十一号の二中「及び中小企業等協同組合法による組合(企業組合を除く)及

び連合会」を、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律による組合及び連合会(企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む)に規定する事業のみを行ふものを除く)に改め、同条第四項中「及び中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律」に、「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「事務所及び倉庫」の下に「(商工組合又は商工組合連合会に係るものにあつては、中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む)に規定する事業に使用する部分を除く)」を加える。

(中小企業信用保険法の改正)

第十二條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

「指定法人」を「信用保証協会」に改める。

第二條第二項を削り、第三項第四号を次のように改め、同項を同条第二項とする。

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行ふもの又はその構成員が特定事業を行ふ者であるもの

第二條第四項第二号及び第三号中「組合」の下に「商工組合及び商工組合連合会」を加え、同項を同条第三項とする。

第四條第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改める。

第九條の三第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改め、「小企業者が中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九條の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

(輸出入取引法の改正)

第十三條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

(中小企業金融公庫法の改正)
第十四條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号を次のように改める。

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

(輸出水産業の振興に関する法律の改正)
第十五條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

(中小企業振興資金助成法の改正)
第十六條 中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第三條第一項中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)

第十七條第二項第一号(同法第三十三條において準用する場合を含む)に掲げるものの設置に必要な資金

第四條中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

(繊維工業設備臨時措置法の改正)
第十七條 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九條第一項若しくは第二項」を「他の法律」に改め、同條第二項中「中小企業安定法第二十九條第二項又は第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令の別」を「通商産業省令で定める区分」に改める。

第三十條の見出し中「調整組合」を「商工組合」に改め、同條第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改め、「中小企業安定法

第十五條又は第二十六條に規定する事業のほかに」を削り、同條第二項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改める。

第三十一條第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改める。

(租税特別措置法の改正)
第十八條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「中小企業等協同組合(企業組合を除く)」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六十條第一項中「事業協同組合」の下に「中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第九十七條第一項の規定により組織を変更して商工組合となつたものを含む」を加える。

(生糸製造設備臨時措置法の改正)
第十九條 生糸製造設備臨時措置法(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

附 則
この法律は、中小企業団体の組織に関する法律の施行の日から施行する。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(第二十六回国会衆議院提出本院継続審査)
本院において継続審査をした右の案

は本院において可決した。よつて国会法第八十三條の四によりここに送付する。

昭和三十一年十一月十三日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷 秀次郎

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條の二」を「第二十三條の三」に改める。

第三條第一号の次に次の二号を加える。

一の二 事業協同小組組合

一の三 火災共済協同組合

第六條第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 事業協同小組組合にあつては、協同小組組合

一の三 火災共済協同組合にあつては、火災共済協同組合

第六條第一項第三号中「協同組合」の下に「協同小組組合、火災共済協同組合」を加える。

第六條第二項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組組合、火災共済協同組合」を加える。

第七條第一項のうち、第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第三号とし、第一号中「事業協同組合」の下に「火災共済協同組合」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 事業協同小組組合

第八條のうち、第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「事業者」の下に「又は事業協同小組組合」を加え、第二

項から第四項までを順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 事業協同小組組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤勞によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行つた事業者であつて、おおむね常時使用する従業員が五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人)をこえないもので定款で定めるものとする。

3 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他省令で定める事業を行つた事業者又は第二項に掲げるすべての小規模の事業者(その地区が全国にわたる組合にあつては、これらの事業者のうち、定款で定める一の業種に属する事業を行つたもの)とする。

第九條の二のうち、見出し及び本文中「事業協同組合」の下に「及び事業協同小組組合」を加え、第四項から第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、第二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 事業協同組合及び事業協同小組組合は、前項第三号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三千万円をこえるものと定めてはならない。

第九條の二第四項の次に次の一項を加える。

5 事業協同組合又は事業協同小組の組合員と取引関係がある事業者（小規模の事業者を除く）は、その取引条件について事業協同組合又は事業協同小組の代表者（これらの組合が会員となつて協同組合連合会の代表者を含む）が政令の定めるところにより団体協約を締結するため交渉を申し出たときは、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする。

第九條の二の次に次の一条を加える。
（あつせん又は調停）
第九條の二の二 前条第五項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないときは又は団体協約の内容につき協議が調わないときは、行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請することができ

2 行政庁は、前項の申請があつた場合において経済取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行うものとする。
3 行政庁は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 行政庁は、前二項のあつせん又は調停については、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

第九條の七の次に次の四條を加える。

（火災共済協同組合）
第九條の七の二 火災共済協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業
二 前号の事業に附帯する事業
2 火災共済協同組合は、前項の事業のほか、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業をあわせ行うことができる。

（共済金額の制限）
第九條の七の三 火災共済協同組合は、共済契約者一人につき共済金額の総額が百五十万円をこえる火災共済契約を締結することができず、かつ、当該共済金額の総額が火災共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額（当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額）の百分の十五に相当する金額をこえる火災共済契約を締結することができない。ただし、省令で定めるところにより、行政庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 出資総額
二 第五十八條第一項の規定により積み立てた準備金の額
三 第五十八條第五項に規定する責任準備金のうち省令で定める金額
四 任意積立金の額
五 地方公共団体又は金融機関が当該組合のために支払を保証した金額
（火災共済の目的の譲渡等）
第九條の七の四 火災共済協同組合の目的が譲渡された場合においては、譲渡人は、火災共済協同組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができ

（損害保険の総則）及び第二款（火災保険）の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

2 保険募集の取締に關する法律（昭和二十三年法律第七十一号）の規定は、火災共済協同組合の行う火災共済事業に準用する。この場合において、同法中「大蔵大臣」又は「大蔵省」とあるのは「行政庁」と、同法第十八條第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に對する場合」とあるのは「その火災共済協同組合の組合員又はその火災共済協同組合の役員若しくは職員に對する場合」と読み替へるものとする。

第九條の九の次に次の一項を加える。
三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済
第九條の九のうち、第四項を第五項とし、第三項中「第一項第一号の下に」又は「第三号」を加え、「第六項」を「第八項」に、「第九條の三」を「第九條の二の二」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができる。

（商法等の準用）
第九條の七の五 商法第三編第十章第一節第一款（第六百五十條第一項及び第六百六十四條を除く）

（火災共済協同組合の地区）
第二十六條 火災共済協同組合の地区は、第八條第三項の小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては一の都道府県の区域の全

第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九條の七の四第一項前段及び第九條の七の五の規定を準用する。

第二十四條第一項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組、火災共済協同組合」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 火災共済協同組合は、千人以上の組合員がなければ設立することができない。
第二十五條及び第二十六條を次のように改める。
（火災共済協同組合等の出資の総額）
第二十五條 火災共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

第九條の九に第六項として次の一項を加える。

（火災共済協同組合の地区）
第二十六條 火災共済協同組合の地区は、第八條第三項の小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては一の都道府県の区域の全

第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九條の七の四第一項前段及び第九條の七の五の規定を準用する。

第二十四條第一項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組、火災共済協同組合」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 火災共済協同組合は、千人以上の組合員がなければ設立することができない。
第二十五條及び第二十六條を次のように改める。
（火災共済協同組合等の出資の総額）
第二十五條 火災共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

第九條の九に第六項として次の一項を加える。

部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行つ小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては全国とする。

第二十六条の二 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合は当該都道府県につき一個とし、第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は火災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。

第二十七条の二第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

第二十七条の二に第六項として次の一項を加える。

6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少なくないと認められるとき。

三 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適當でないとき認められるとき。

第三十三条第一項中「企業組合にあつては、」を「火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

第五十一条第三項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第五十七条の二第四項中「前二条」を「第五十六条及び第五十七条」に改め、同条を第五十七条の三とし、第五十七条の次に次の一項を加える。

(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)
第五十七条の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金

算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

第五十七条の三の次に次の二条を加える。

(火災共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)
第五十七条の四 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

(火災共済協同組合等の余裕金運用の制限)
第五十七条の五 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会として預金若しくは貯金の受入をすることのできるものへの預金、貯金又は金銭信託

二 郵便貯金

三 国債、地方債又は省令で定める有価証券の取得
第五十八条第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、毎事業年度末に、

責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、省令で定める。

第六十二条第二項の次に次の二項を加える。

3 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、第一項各号に掲げる事由のほか、第六十六条の三において準用する保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第十二条第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六十三条第四項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会が第六十六条の三において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項の規定及び第六十九条において準用する商法第四百七十七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)
第六十八条の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、總會の決議、第六十六条の三において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消又は第六十六条第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第六十二条第一項第四号に掲げる事由により解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、同項の期間が経過した日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分順序)
第六十八条の三 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済
二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払

三 残余財産の分配
第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿」の下に「事業協同小組組合登記簿、火災共済協同組合登記簿」を加える。

第六六条の二の次に次の一条を加える。

(保険業法の準用)

第六六条の三 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に準用する。

この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

第六七条中「組合の組合員」を「組合(事業協同小組合を除く。)の組合員」に改める。

第六十一條第一項第一号中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合」を、「第九條の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第一項第三号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第六十一條第二項の次に次の一項を加える。

三 都道府県の区域をその地区とする火災共済協同組合については、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、政令の定めるところにより、設立の認可その他この法律による権限の一部を都道府県知事に委任するものとする。

第六十四條の二の次に次の一条を加える。

第六十四條の三 次の場合には、火災共済協同組合又は第九條の九第

一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十七條の二の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二 第五十七條の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

三 第五十七條の五の規定に違反したとき。

四 第五十八條第五項又は第六項の規定に違反したとき。

五 第六十八條の三の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第六六條の三において準用する保険業法第八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九條、第十條第二項若しくは第十九條の規定による命令に違反したとき。

第六十五條第二号の二中「第二項」を「第三項」に、「第九條の九第三項」を「第九條の九第四項」に改め、同条第二号の三中「第二項の下に」又は第三項」を加え、同条第十一号及び第十二号中「第五十七條の二」を「第五十七條の三」に、同条第十三号中「第五十八條」を「第五十八條第一項から第四項まで」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年

年法律第 号)の施行の日から施行する。

(共済金額制限の特例)

第二条 この法律の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下「新法」という。)第九條の二第二項(同法第九條の九第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行つてゐる事業協同組合又は協同組合連合会については、適用しない。

(火災共済協同組合への組織変更)

第三条 この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行つてゐる事業協同組合又は協同組合連合会(以下「組合」という。)は、この法律施行の日から一年以内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、火災共済協同組合になることができる。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名氏及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

5 前項の認可については、新法第二十七條の二第六項(設立認可の基準)及び第六十一條(所管行政庁)の規定を準用する。

6 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において次条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(組織変更の登記)

第四條 組合は、前条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、組合については新法第八十八條の登記を、火災共済協同組合については新法第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、組合についてする登記については、新法第九十七條第一項及び第二項(解散の登記の申請)の規定を、事業協同組合については登記について、同法第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條(設立の登記の申請)の規定を準用する。

(名称)

第五條 この法律施行の際現にその名称中に火災共済協同組合又は火災共済協同組合連合会という文字を用いてゐる者は、この法律の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 新法第六條第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(印紙税法の改正)

第六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ九の次に次の一号を加える。

九ノ十 火災共済協同組合又ハ中小企業等協同組合法第九條の九第一項第三号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル火災共済契約証書又ハ再共済契約証書

(臨時金利調整法の改正)

第七條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「中小企業等協同組合第九條の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

(輸出入取引法の改正)

第八條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第九條の二第二項及び第四項から第六項まで(事業協同組合)」を「第九條の二第三項及び第六項から第八項まで(事業協同組合及び事業協同小組合)」に、「第六十二條から第六十六條まで、第六十八條」を「第六十二條(第三項及び第四項を除く。)」から第六十六條まで、第六十八條

から第六十六條まで、第六十八條第一項に改め、「事業協同組合登記簿、」の下に「事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、」を加え、同条第二項中「第九條の二第三項(事業協同組合)」を「第九條の二第四項(事業協同組合及び事業協同小組合)」に改める。

(輸出水産業の振興に関する法律の改正)

第九條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十

四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「(事業協同組合)」を「(事業協同組合及び事業協同小組合)」に、「(第六十三条)」を「(第六十二條第三項及び第四項並びに第六十三條)」に、「(第六十八條)」を「(第六十八條第一項)」に、「第九條の九第一項第五号」を「第九條の九第一項第六号」に改め、「事業協同組合登記簿、」の下に「事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、」を加える。

(中小企業振興資金助成法の改正)
第十條 中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「第九條の九第一項第三号」を「第九條の九第一項第四号」に改める。

(商工組合中央金庫法の改正)

第十一條 商工組合中央金庫法(昭和三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合」を加える。

○福田委員長 御承知の通り、中小企業団体法案及び中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に關する法律案の両案は、第二十六回国会において内閣より提出せられ、本委員会において十分慎重審議を行なった後、本院におきましては修正議決し、またこの両案の審査の過程において、中小企業団体法案との関連により、中小企業等協同組合法の一部を改正する必要を認め、委員会において成案を得、本院の

議決を経て、これら三案は参議院に送付せられたのであります。

自來、参議院において継続審査の後、本日衆議院送付案通り可決の上、国会法第八十三條の四の規定により、本院に送付せられて参つたものであります。従いまして、右三案の趣旨は十分御承知のことと存じますので、直ちに質疑に入りたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、質疑に入ります。通告があります。これを許します。水谷長三郎君。

○水谷委員 ただいま委員長からも仰せられました通り、本法案は、衆議院におきまして、自民党並びに社会党の共同修正の結果成つたものでござい

ますが、御案内の通り、この法案は、中小企業の皆さん方にとっては、革命的な法案とも言われ、従つて、相当各方面において問題が起つたところの法案であることは、これは何としても否認することができないと思つております。従つて、わが参議院の社会党におきまして、非常な熱意を持ちましてこの法案の審議に當つたのでござい

ます。わが参議院の社会党が出しましたところの強制加入反対を中心にした十一項目の修正案は、不幸にいたしまして少数で否決されたのでござい

ますが、そのわが党の修正案の精神を盛りましたところの附帯決議というものは、これは、社会党はいくまでもなく、さらにまた自民党、緑風会、全会一致をもちまして、附帯決議が通つたのであります。この附帯決議は、七つから成つておりまして、わが社会党の共同修正の精神をば大幅に入れたもの

でございまして、これについて、前尾通産大臣は、もちろん、この附帯決議は尊重するといふ従来の通り一べんの御答弁しかされておらないのであります。が、われわれは、この法案に対するいろいろな点を考慮いたしまして、参議院において全会一致で可決されましたところのこの七項目の決議に対して、通り一べんの尊重ということだけでは、満足できないのでございまして、これらの七つの問題に關して、通産当局としては、いかなる決意を持つておられるか。少くともこの全会一致の附帯決議に対する一から七の点に關して、大體の傾向、あるいは心がまえといふようなものをば、この際特にお聞かせ願へば非常に幸いと存ずる次第でござい

ます。

○前尾國務大臣 参議院でいろいろ御審議を願ひました。また非常に熱心な御審議を願ひました過程におきまして、この附帯決議の問題とされております点につきましては、私もいろいろ私の考えを申し上げておるのであります。ただ、附帯決議がありましたそのすぐあとで所信も申し上げて、簡単に、それは尊重して、あくまで慎重に万全を期したいといふ意思を表明したにすぎませんが、ただいま申し上げましたように、審議の過程におきましては、いろいろ具体的にお話を申し上げてきた次第であります。従つて、私の考えておりますところを、この附帯決議の各項について、簡単にあります。が、できるだけ申し上げたいと思ひます。

第一に、この不況要件なり過当競争といふものの認定については、厳密な検討を行い、御承知のように安定法の

調整事業の出発点が不況要件、また目的が過当競争を排除して、いこうといふところにあるのでありまして、もとより出発点におきまして慎重を期さなければ、法全体の趣旨が生かれないといふことは、当然のことでありまして、具体的にはいろいろむづかしい問題があると思ひます。しかし、われわれも全然未経験ではありませんで、中小企業安定法によりまして、かなり従来からも経験はいたしておるのでありますから、不況の場合におきまして認定につきましても、従来の価格の推移を見たり、あるいは在庫の状況を見たり、倒産の状況を見たり、そういうようなある程度の一般的な基準といふことも設けなければなりません。これは、もちろん安定審議会にか

けてまして、厳密にまた御検討も願ひたい。ふりうにいたして参ります。ともにも、また認定につきましては、われわれも行政的に力を尽して、慎重に事態を見まして判定をするつもりであります。

次に、第二の中小企業の組合が、調整事業のみに偏向するおそれがあるのではないかと御心配でござい

と、むしろこの調整事業をやりますといふことが、事業協同組合をさらに補強するといふふうな考えもありまして、そういう意味合いで、両々相待つて従来の事業協同組合を健全化していく、また増強していくといふふうに考えておるのであります。

次に第三の、調整事業のために消費者に転嫁されはしないか。これは皆さんの一番御心配になつた点であります。しかし、価格の制限については、むづかしい関門をたくさん作つておることは、すでに御承知の通りであります。安定審議会も、もとより公取の同意を得る、そうして不況を打開するといふので、不当に価格が値下りしておるのを安定したところまで持つていこうといふのでありますから、これは臨時的な措置で、永久的に価格を縛りつけるようなことが調整事業だとは私は考えておりません。従つて、もとよりいろいろ慎重にやつては参りますが、物価がそのために上つたり、また消費者に転嫁されるようなことについて

は、もとよりよく考えて慎重にやつて参るつもりであります。

次に、第四の、経済取引秩序に無用の混乱を招来させるようなことはいないかという御心配であります。御承知のように系列化といふ問題もあることはありますが、しかし、あの法の建前をござらんになりますと、私はむしろ経済秩序全体の混乱を起させるようなことは、絶対にないのではないかとはいふに考えております。しかし、これはもとよりわれわれも十分留意してやらなければならぬことだと思つてお

第五の、加入命令の発動は必要やむを得ない場合に限ること、これはもう当然のことです。非常に論争のあったところですが、私は加入命令の発動というものは、実際現実問題としては、予想してはいくらいいであります。こまめでいくことは、私はまれなケースだといふふうに考えております。

次に、審議会の運用に当りましては、利害関係者、学識経験者といふふうに書いておられますけれども、もちろん消費者代表といふようなものを入れまして、そういう意味では労働者関係の人にも出ていただいて、そして公平に考えていくことにしまして、は、当然だと思っております。

それから次の、環境衛生関係の問題であります。これは食肉の問題だと思ひます。食肉の問題につきましては、従来農林省の所管でありましたのが、厚生省の所管に変わつておるというので、二元的じゃないか、むしろ農林省に変えるべきだといふような御意見がありました。私は非常にもっともだといふふうに考えておりますので、その点はさらに場合によりましては省令で変えたいと思っております。

それから次の商店街組合につきましては、実はあの法文から見ますと、あるいは商店街組合という異種の業種が非常にたくさん集まるということについては、法文上から見まして、無理ではないかといふような御意見もありません。同業者の競争という意味合いからいたしまして、調整事業ができておる点から考えますと、該当する場合はごく軽い調整事業だけじゃないか、そこに不況要件といふものとの競合がある

りますので、そういう両方の特殊性を考えると、まああまり不況要件を簡単に考えてどんどん許可していくということも適当ではないと申しまして、全然またこれをやらぬといふのであつても何でありますから、それらの点につきましては、十分考えて、最も適当な程度にこれを許可していきたいといふふうに考えておるのであります。

ただいま申し上げましたような考え方を持っておりますのでありますが、全般にわたりますので、いずれも適切であり、また慎重にわれわれも考えていかなければならぬといふ事柄でありますので、全体につきまして、今後この御趣旨を尊重して、そうしていわゆる執行の万全を期していきたい、かように考えておりますことを繰り返して申し上げます。

○水谷委員 ただいま通産大臣からの参議院の附帯決議に関する一応の御答弁は了承いたしました。しかし、この七つの問題におきまして、重さにおいてそれぞれ甲乙丙丁がございますので、特に第五の、加入命令の発動は必要やむを得る場合に限るという点に關しましては、今後特段の御留意をもちまして、今後善処をしていただきたいと思ひるのであります。

次に、第二の点は、これはきわめて簡単にございまして、こういうことをば大臣に説法することは、あるいは親連に説法が存じませんが、中小企業の問題は、日本経済全般の関連において、またその中におきまして解決をはからねばならないことは言うまでもないと思ひのであります。わが社会党は、前の二十六国会におきまして、中小企業三法といひまして、この団

体組織法に該当するところの中小企業組織法、さらにまた中小企業の産業分野の確保に関する法律、いま一つは商業調整法、この三つを、第二十六国会の二月十四日に国会に提出したものであります。この三法を中心としたもので二十二年の立法措置、四十五の行政措置を講じまして、中小企業の問題の解決をはかりたいといふのが、われわれの考えにはかならないのでございまして、これに對しまして、政府といひましては、われわれの商業調整法に該当する法案として小売商業特別措置法案といふのを二十六国会の終りに出されたことは、私も了承しておるのでござい

ますが、いま一つ、わが党の中小企業の産業分野の確保に関する法律案に該当するものといひまして、中小企業振興特別措置法といふものがいまだ法案として出ておらないといふことは、まことに残念であると思ひのであります。われわれは、二十六国会におきまして、単に団体組織法だけでなしに、この中小企業組織法、それから中小企業の産業分野の確保に関する法律、そして商業調整法、この三つを中小企業三法といひまして、同時に審議をお願いしたいといふのが、われわれの建前でありまして、われわれは、この三つの法案を同時に提出したのであります。ところが、政府においては、小売商業特別措置法といふ法案は出され

ておりますが、わが党の中小企業の産業分野の確保に関する法律に該当するところの中小企業振興特別措置法といふものは、いまだ出されておらないのであります。これはまことに遺憾であると思ひのであります。私は、中小企業問題の根本的な解決をはかるた

めには、少くともこの三つの法律といふものは最少限度といひまして必要であると考えておるのであります。この二つの法案に對しますところの通産当局の所信をばお聞かせ願ひたい、このように考えておる次第であります。

○前尾国務大臣 中小企業の団体法等だけで事足りるというふうには、もちろん考えておりません。従つて、御承知のように小売商業特別措置法といふものを出しておたのであります。し、また社会党からただいまお話しのような中小企業の産業分野の確保に関する法律案とか、商業調整法とか、そういうような法案も出ております。こと、承知いたしておるのであります。またそれらを一緒に審議をしていただくことは、望ましいことではあります。基礎の法律でありますし、しかも、御承知のように、いろいろ問題がある法案でありますので、それに審議が手回取りまして、その他の法案について御審議を願ひたいと思ひます。検討すか、そういうものにつきましては、構想を持ちながら、まだ出しておらない状況であります。これは通常国会におきましては、われわれも出すつもりでおりますし、また御審議もできただけ促進をしていただいて、うまく調整をしていただいて、成立をさせて

いただきたい。かように政府といひましては熱意を持っておる次第であります。

○水谷委員 最後に、もう一点お聞きしたいのでありますが、中小企業団体

組織法の反対論の中におきましては、消費者の立場に立つ反対といふものがきわめて熾烈であつたことは、大臣も御案内の通りであらうと思ひのであります。ところが、この小売商業特別措置法といふものは、消費者の立場から見れば、団体組織法より以上に神経質にならざるを得ない内容が相当含まれておるといふことは、われわれも認めなくてはならぬと思ひのです。特にこれまで消費生活安定をはかるために設けられておるところの消費生活協同組合といふもの、あるいはまた購買会といふようなものとの関係といふものは、相当重大であらうと思ひのです。

われわれは団体組織法審議のときには、これらの問題に關しては、団体交渉の対象からはすまいといふことで、団体組織法の上におきましては、一応の解決はつけておるのでございしますが、今度の小売商業特別措置法といふことになりますと、そういうような問題がなまに現れておりました。消費者の立場からの反対といふものは、団体組織法以上に燃え上ることは必至であらうと思ひのであります。従つて、われわれは、この法案の審議に當りましては、団体組織法の場合以上に、消費者の立場といふものは十分尊重せなければならぬといふことを特に考えておるのでございしますが、この点に關しまして、大臣はどうかいふような心がまえでこの法案に臨まれるか、それを最後にお聞きしたいと思ひます。

○前尾国務大臣 消費生活協同組合といふようなものにつきましても、われわれは非常に健全な発達を望んでおるわけでありまして、ところが、員外者その他の問題もあり、それが中小企業者

との衝突面がまたかなり出て参るわけでありませう。従つて両々相待つて両者とも繁榮していくという点を見出していかねばならぬわけでありませう。

ただいまお話しした点は、いろいろ重大な問題を含んでおりますことは、承知もいたしておりますし、またそれをうまく調整していくということについて、いろいろ特段の御工夫なり案も考へていただかなければならぬ、かように考へております。今後十分審議、検討していただいて、またわれわれとしても考へるべきところは十分考へまして、両立する最もいい案にするようにしていきたい、かように考へておる次第であります。(拍手)

○福田委員長 これにて質疑は終局いたしました。

引き続き討論に入るわけでありませうが、別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入ります。

まず、中小企業団体系案及び中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、右両案について採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○福田委員長 起立総員。よつて両案は可決すべきものと決しました。

次に、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○福田委員長 起立総員。よつて本案は可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 この際、閉会中審査し出の件についてお諮りいたします。理事会の申し合せにより、内閣提出にかかると小売商業特別措置法案、水谷長三郎君外二十三名提出にかかると中小企業の産業分野の確保に関する法律案、同じく商業調整法案、水谷長三郎君外十三名提出にかかると中小企業に対する官公需の確保に関する法律案、同じく下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、同じく百貨店法の一部を改正する法律案、以上の各法律案及び日本経済の総合的基本施策に関する件、電気及びガスに関する件、鋳業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業、その他一般工業及び特許に関する件、通商に関する件、中小企業に関する件、私的独占禁止及び公正取引に関する件、以上の各件につきまして、議長に閉会中審査をいたしたい旨申し出ることにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 次に閉会中の委員派遣承認申請の件についてお諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

申請を行いたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

を求めることにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

設けることや、あるいは貿易業者並びに技術関係その他の人の往来と、貿易に関するいろいろな人の往来をひんばんにしようということなど取りきめて、一年間の協定になっております。

こういう協定が、現実には必要によつて民間側で結ばれたのでありますが、現状まだ政府はこれに対してはつきりした考え方も出ていないようでありませうが、われわれは、やはりこの際、わが国の国際収支の改善の必要性からいいますと、特にまた近隣地である朝鮮と日本との貿易問題は、近々のうちにこれを盛んにすべきであるといふふうに考へておりますので、それについての政府の考え方を聞かせ願ひたい。

それと同時に、今日までの日本と朝鮮との貿易の事情はどういうふうになつていくかということも、この機会に御説明願ひたい、かように思ひます。

○前尾国務大臣 北鮮との関係の貿易のことが中心だと思ひます。これは御承知のように、韓国との関係が非常に微妙な関係にあるのであります。航行の安全さへも心配になるというところ、北鮮との貿易という点について、は、われわれとして、直ちに今促進するといふふうなことは至つておりませう。あらゆる外交、国際関係の情勢を見ながら、今後考へていきたい、かように思ひます。もし、韓国との貿易の状況という点になりましたら、その他の局長から御説明いたします。

○石野委員 ただいまのお話によりますと、とにかく国際的な諸事情があるから、それについては政府は考へてい

いというお話であります。が、実際に国内の商社の立場、貿易業者の立場からすると、これは非常に大きな懸念が出ているわけですね。そのことは、政府もよく知っておると思います。しかも、国際貿易促進委員会を中心として、この三団体がこの協定を結んでおるときに、政府はそれを、やはり韓国との関係だけで全然無視するという態度をおとりになるとすると、これは非常にわれわれにとっても残念に思うし、またそういう態度をとられたのでは、ほんとうに日本の国民の声を政府が正しく取り上げていないのじゃないかと思ふのです。私は、やはりそういう問題があったとしても、今日、日本の国際收支の問題や諸般の経済事情を考へて、現実に出ておるこの国民の声というものを、政府が無視されるということは、解せないのですが、それらの点について、やはり依然として無関心のままで放置するという態度をとられるのでございましょうか。

○前尾國務大臣 別にそういう法的な根拠というものはありませんが、御承知のように、韓国との関係におきましては、いろいろ紛争が起つておるものでありまして、それが、ひいては十分な安全な北朝鮮との関係の貿易を保証しがつたというふうな状態にあるのであります。現実的に即して、推移を見ていかなければならぬ、こういうことではあります。

○石野委員 今の韓国との関係からいって、それがなかなか保証しがつたというこの意味は、どういふ点が保証できないのですか。

○前尾國務大臣 それはただいまお話がありましたが、船が向うに行きますというふうなことにつきましては、安全の保証が得られないような状況でないかと私は思ふます。

○石野委員 これはきわめて大事なことで、実は商社あたりでも、現実に通産大臣は、今、日本と朝鮮との間の貿易関係に関連する内容は、どういふものであるかというところは、わからないはずだと思ふます。ここで私は公式的なにはばかるといふのであれば、いろいろ申しませんが、その現実の日本と朝鮮との間にある貿易関係の問題を無視して、政府が、韓国だけのことで、そういうふうによつておられるということになると、これは非常に由々しい問題だと思ふます。ことに保証できないという問題については、船の関係だといふことになりまして、日本の船がもし朝鮮の方へ参りますと、何か非常に大きな危険があるという意味でございましょうか。

○前尾國務大臣 私はただいま詳しい事情はよく存じませんが、常識的に、航行の安全ということも保証しがつたように聞いておるのであります。

○石野委員 もし日本と朝鮮との貿易の問題が、商業採算のベースが合うというふうな見通しが立ち、そして、しかも日本の商社が、あるいはまた船舶会社が、そういう問題を決意をしてやるといふような場合があつても、政府は、それに対してはほりつばなしにしますか。

○前尾國務大臣 あえてそういう危険を冒してやっていたら、ただいま好ましくは、われわれとして、ただいま好ましいことに思つておられません。また、ただいま申し上げましたように、いろいろはか刺戟いたしまして、せつかく話のつきそうになつておる状態も、このすといふようなことが起りました。われわれとしては、よほど考えなくてならぬ問題でありますので、慎重に事態の推移を考えながら、一番早い機会にそういう安全な貿易が実現するよう考へていかなければならぬと思つておるのであります。

○石野委員 そういたしますと、政府の考へとして、現実には日本と朝鮮との間に取引の問題などが出てきて、日韓協議が何かのめどがつくまでは、もう絶対にやらない、こういう基本方針を持つておられるということですか。

○前尾國務大臣 日韓協議は、われわれとしては、もうそう遠い将来でなしに、解決できるといふふう考へておられますので、それを妨げるような事柄につきましては、われわれ好ましくないといふふう考へておるのであります。

○石野委員 時間がないので、こまかいことを尋ねることはできませんが、私、端的に政府の意見を聞いておきたいことは、現実に民間の三団体がこのいふような貿易協定をしてきておる。日本と朝鮮との間の貿易上の実績も上つておることは、実績だと思ひます。そういう問題を見ながら、しかも、日本の経済の上からいへば、やはり朝鮮との取引をするということが、非常に大事なものであるように私は思つておられます。そういう問題を政府の方で無視されるということになると、現実には商売をやる方では困つてしまふと、こう思ふのです。私はやはりこの際、政府がほんとうにこの商業採算上のベースが合つて、そして危険の問題については、韓国側がどういふような危険を加えてくるのか知りませんが、国際法上そんなことは許されないうだろつと思ふのです。そういう問題について韓国が明確にそういうことを言つてきておるなら、これは国際連合でもどこでも、事務局に持ち出すべきだと思ひますけれども、私は現状にはそんなこともなからうと思ひます。それが政府としても、やはり採算ベースがとれるようなものであつて、日本にそれ大して不利益がないというものであつたならば、それに対して、やはり積極的な協力するような態度を作つていくといふことが、日本の国際経済の關係からいつても非常にいいのじゃないか、こういうふうに思ふわけですね。

○前尾國務大臣 法律上は、なるほど別に規制があるわけではないので、要するに外交關係全体を考へていかなければならぬ。しかも日韓協議が永久に解決しない問題ではなしに、われわれ

られるのかどうかということも、もう一度はつきり聞かしておいていただきたい。

○前尾國務大臣 このままで、いつまでもほりつばなしにおく積りではもちろんありませんし、熱意もよくわかつておられます。ただ問題は、南と北と両方の問題があるわけでありまして、総合して考へていかなければならなりません。その状態の推移を見て、一番早い機会に実現できるやうに、いつか考へていかなければ、現実問題として実が上らぬことになると思ひます。

○石野委員 もう一べん、ちよつと大臣に聞きますが、法律的には、何も取引をしてはいかぬという理屈はないので、われわれの知つておる範囲内では、アメリカの外国資産管理規定から来るところの原産地証明の問題を、日本では取り上げねばいかぬといふことになつておるはずですね。そういう問題と関連して、この貿易ができないといふと、それに対する特別な申請をするといふことを商社、業者の方がやる。その場合に通産大臣は認可を与えないという立場をとつていくとすれば、容易ではないと思ひます。ただいまほりつばなしにはしない、が、日韓協議が解決するまでという、それが解決のめどがつくまではないといふことになり、ほりつばなしといふことになるわけですね。そういうふう理解していいわけですか。

○前尾國務大臣 法律上は、なるほど別に規制があるわけではないので、要するに外交關係全体を考へていかなければならぬ。しかも日韓協議が永久に解決しない問題ではなしに、われわれ

としては、もう解決のめどがつくと
ろまで来ておるわけでありませう。それ
らとにらみ合せて考えていかなければ
ならぬということを申し上げておるわ
けであります。

○石野委員 もしこの協定に近い取引
の話し合いが進んで、船を入れたかな
んとかいふことを、日本の船会社など
が積極的にそのういふことの意味表示を
なさった場合に、政府はそれをとめる
といううなことはいたしませんか。

○前尾国務大臣 これは先ほど来申し
ておりますように、やはり外交関係の
状況を全般的に考えながら、あるいは
船をとめるような措置もしなければな
らぬのじゃないか、かように考えてお
ります。

○石野委員 もう一べん言つて下さ
い。

○前尾国務大臣 そういふうなこと
は、差しとめるような措置もとらなけ
ればならぬうなことがあるかもしれ
ません。これは外交上の全般的問題を
考えていかなければならぬわけであ
ります。

○石野委員 そりすると、もう岸内閣
は、朝鮮との取引の問題については、
現状のもとでは、一切好意的な態度は
とらない、そして、とにかくそうい
うことについて業者からの申し出があ
つても、それを拒否する、押えるとい
ううな態度をとるといふ方針である
ということ、ここでははっきり確認で
きるわけですか。

○前尾国務大臣 先ほど来申し上げ
ておりますように、極力日韓会談を成
立させよう、それによつて次の朝鮮と
の貿易も開いていきたい。どちらが
一番効果的に早く御希望のうな事
態にで

きるかというところを、彼此勘案しな
がらやっておるわけ、絶対に北朝鮮
との貿易はやらないのだといううな
考えでは決してない。どういふうに
やれば一番早く道が開けるかとい
うことを考へながらやっておるわけ
であります。

○石野委員 三十年の十月二十五
日、何か次官会議の決議があるそう
ですね。それによつて、朝鮮の方
の取引問題について、思ふようい
うな線が出てくるのだといふことを
聞いています。十月二十五日の
次官会議の朝鮮に關しての決議とい
ふのは、どういふ決議ですか。

○前尾国務大臣 私は、その点につ
きましては、きょう実はそういふう
な申し合せがあるんじゃないかとい
うことを聞いたのであります。そこ
で次官に尋ねたのですが、次官もよ
く承知しないといふので、取り調
べるということになっておるわけ
であります。

○石野委員 この日朝の貿易方式は、
パートナー方式だと言つておるわけ
であります。パートナー方式とい
ふことは、パートナーでやるとい
ふことになつておるわけであ
ります。その仕事を進める上にお
いては、大臣に対して契約の許可
か何かをとつて、それを実際の
実務の上に運ばして、くうな
い、いわゆる標準決済方式とか、
あるいは標準外決済方式、そ
ういふ建前による何かの方式を
たどつて、実際の仕事をし
ていかなければならぬ、こ
う思つておられます。そうい
う問題について、われわれは
できるだけのやうに合法的な
立場で、できるだけ政府に
対しても迷惑をかけないうな
立場での商売ができるの
じゃないか。今、韓国と
日本との関係がどうい
う関係になつておるか、
われわれは真の心底はわ

かせんけれども、しかし、実際には不
調のうである。その不調のうな状
態の中において、日本の貿易すべき
市場まで全部抑えられてしまふとい
うことは、実に解せない問題です。
ことに国際收支の關係からいへば、
私は市場の換といふものは、日本
の非常に大事な経済の基本的な要
求だと思つておる。そういふ問題
も含めて、日本が少しでも外へ出
ていくといふ場ができれば、何
をおいても政府はそういふ方向を
とるべきだと思ふ。ことに韓国と
の關係は、われわれにとつては、非
常に解せない問題がたふさんある
わけですね。もちろん、南と北と
の仲よくやつていくべきだと思
います。決して北と取引するの
だから南をどうせよといふうな
ことを申し上げておるのではない。
同じように南も北も取り上げて
いく。そうならば、南も貿易し
ておつたら、北も貿易したて
い、いやな、こりううにわれ
れは考えるし、実際に民間もそれ
を要求しておるから、今度の貿易
協定ができておるわけですね。そ
ういふ貿易協定について、ほん
とくに政府がそれをほりつば
なしておく、そういふものがあ
つても、とにかく日韓会談が解決
するまでは絶対に手を触れないとい
ううな方針を、岸内閣がとると
するならば、それは仕方がない。
私は、それを民間の諸君にも言
つて納得させて、それが岸内閣
の方針だからお前がまんせよとい
ふことを言わざるを得ない。
それでよろしいですか。

○前尾国務大臣 先ほど来申し上げ
ておりますように、日韓会談が永久
にできぬものならば、これはまた考
えなければならぬ。しかし御存じ
の通りに、

今にもできようといふところまで
来ておるのですから、それを今この
際に支障を来たすようなことは、
とるべきでないといふ考えであ
ります。何も永久にやらないとか、
あるいは日韓会談が永久にできぬ
ものならば、また早い機会に
きないの、だといふことになれば、
またそのときに考えなければなら
ぬと思ひます。

○石野委員 永久にできないの
じゃないから、そのときまで待とう
といふこと、それならば、こ
こで政府に聞いておきますけれども、
民間で作つておきます三団体の
貿易協定、これに対して、政府は、
それではどういふうに
お考えになりますか。

○前尾国務大臣 実現すれば非
常にけっこうだと思つて、できる
だけ早い機会にやりたいと思つ
ておるわけでありまして、ただ、
ただいま申し上げるうな状態に
あるものだから、両方の状況を
いろいろ勘案しながらいかな
ければならぬ、かように考へて
おります。

○石野委員 それでは最後に一つ
だけお聞きしておきます。政府が
この日韓の問題を軸として、日朝
の間、民間の協定ではあるが、日
朝貿易協定といふものをここで
見送りされて、その見送りして
おるといふことについて、いろ
いろな問題について保証がと
りにくいといふうなことを、
先ほど言われたが、最後に、
政府の方から、日朝貿易協定
については、こりうな点とこ
りうな点とこりうな点につ
いて、やはりわれわれとしては
まだそれに飛び込んでいくこ
とはできないのだ、またそれ
を民間側でやらせようとい
ふ、われわれはこ

ればならない事情があるといふう
な点についての重要な点を、一つ
明確に示しておいていただきた
いと思ひます。こりうな点とこ
りうな点とこりうな点とこ
りうな点と、日朝貿易協定を
やる上に非常にまずいのだとい
う点を、政府からはっきり聞
いておきたいと思ひます。

○前尾国務大臣 ただいまお話し
の、この点とこの点といふ問題
ではなしに、もつぱら外交上の
關係で考へておるわけですね。
その問題がなければ、極力皆
さんの方の御希望に沿いたい
といふことで考へております。

○石野委員 もう一言だけ。もつ
ぱら外交上の問題だといふお話
ですが、それならば、われわれ
はこの外交上の立場からして、
南の韓国と朝鮮民主主義人民
共和国という北の方と、これを
外交上區別しなければならぬ
といふうな現在の法的な根拠は
どこにあるのかといふことを、
一つはつきり聞かせていただ
きたい。そういふ問題がわか
りませんと、今の御答弁は私に
理解できないのです。

○前尾国務大臣 法的な根拠と
か、さういふ問題ではありませ
ん。これは、やはり外交全般の
關係から考へていかなければ
ならぬことだし、現在にお
きましては、韓国とは貿易も
やっておるわけですね。そう
いふうないろいろな事情から
考へていくべき問題だと思
ひます。

○石野委員 いま一つだけ聞
いておきますが、南の方は、
今代表部を日本に置いて
いるわけですね。だから、
私は、今、南と北との間に区
別がないはずだ

れはならない事情があるといふう
な点についての重要な点を、一つ
明確に示しておいていただきた
いと思ひます。こりうな点とこ
りうな点とこりうな点とこ
りうな点と、日朝貿易協定を
やる上に非常にまずいのだとい
う点を、政府からはっきり聞
いておきたいと思ひます。

○前尾国務大臣 ただいまお話し
の、この点とこの点といふ問題
ではなしに、もつぱら外交上の
關係で考へておるわけですね。
その問題がなければ、極力皆
さんの方の御希望に沿いたい
といふことで考へております。

○石野委員 もう一言だけ。もつ
ぱら外交上の問題だといふお話
ですが、それならば、われわれ
はこの外交上の立場からして、
南の韓国と朝鮮民主主義人民
共和国という北の方と、これを
外交上區別しなければならぬ
といふうな現在の法的な根拠は
どこにあるのかといふことを、
一つはつきり聞かせていただ
きたい。そういふ問題がわか
りませんと、今の御答弁は私に
理解できないのです。

○前尾国務大臣 法的な根拠と
か、さういふ問題ではありませ
ん。これは、やはり外交全般の
關係から考へていかなければ
ならぬことだし、現在にお
きましては、韓国とは貿易も
やっておるわけですね。そう
いふうないろいろな事情から
考へていくべき問題だと思
ひます。

○石野委員 いま一つだけ聞
いておきますが、南の方は、
今代表部を日本に置いて
いるわけですね。だから、
私は、今、南と北との間に区
別がないはずだ

れはならない事情があるといふう
な点についての重要な点を、一つ
明確に示しておいていただきた
いと思ひます。こりうな点とこ
りうな点とこりうな点とこ
りうな点と、日朝貿易協定を
やる上に非常にまずいのだとい
う点を、政府からはっきり聞
いておきたいと思ひます。

と思ひますから、南の方の代表部を置いておるならば、北の方の代表部も日本に置いていいのではないかと、こゝういふふうに思ひます。日本の方は、韓国の方には、代表部を置いていないので、一方的に向うから日本に代表部を置いておるわけですね。そういう点の事情から、これは外交問題だといふから聞けるのですが、南の代表部を日本に置いておるといふなら、北の方の代表部も、この際日本に置く方がいいのではないかと。その方が、朝鮮に対する平和的統一の問題を考える場合に、われわれはよろしいのではないかと、こゝういふふうに思ひますが、こゝういふ点についての政府の方の考え方を一つ聞かしていただきたい。

○前尾国務大臣 北については承認もしておらぬといふようなことを聞いておるのでありますが、これも、私、外交関係のことはよく存じませんので、また外務大臣からなり、外務委員会でお聞き願ひたいと思ひます。

○福田委員 次に特定物資輸入問題について質疑を許します。加藤君。

○加藤(清)委員 時間がないうでございまして、簡単に質問しますから、一問一答でけっこうです。簡単に、三問いたします。

方の需給調整協議会といひますか、協会の意見を尊重してやるといふ建前のように聞いております。

○加藤(清)委員 第二問、バナナの外貨割当の問題でございしますが、これは、由来もなかなかやうな問題を再三繰返してきただけでございまして、この点について、聞くところによりますと、人口割りをするとかというお話でございまして、この問題は、私の察するところでは、やがて通産省の禁止してるところのアロケーション売買の結果生じさせるということになり、やがては市場の混乱を招くと思ひます。欠点の多くして長所がないと思ひますが、上期にその一部を行われたらうでございまして、はたして効果があつたのか、なかつたのか。

それからまた、もしそれが許されたとするならば、砂糖も原綿も原毛も消費者割当、人口割当といふ希望が、次々に起るおそれといひますが、もうすでにそういう声があつております。さすれば、通産の外貨行政といふものが、てんやわんやになると思ひますが、この点、大臣はいかう考え、下期の割当はいかに御対処なさいまするか。

○前尾国務大臣 バナナの問題につきましても、前の国会で、人口割も採用するようになつたといふような請願が採択されておりました、そういう要素も入れまして、試験的といひますと語弊がありますが、一応の成案を得て、割当をやつたばかりであります。その結果が、どういふふうになるかといふことにつきましても、実際の上の効果をみておりません。今後の推移によつて見なければならぬと思ひます。しかし、バナ

ナも、これは非常に特殊な関係のものでありますから、こゝういふようなことも行われるのでありまして、ほかの場合もこゝういふ方式をすぐ採用するといふようなことは、全然考へておりません。

○加藤(清)委員 バナナの下期の割当に、同じような制度を加味しておやりになる予定ですか、そうではございせんか。その点が答弁に抜けておりますから……

○小笠政府委員 先ほど大臣から御答弁申し上げましたやうな事情で、国会の意思を尊重して、上期におきましては、総量の一割ばかりを人口割にいたしましたのであります。この点につきましても、輸入の対象として問題のあることは、私も全く同感でございまして、下期につきましても、国会の請願の趣旨もあつたので、今加藤委員のやうな御発言もあつたので、十分に慎重に考へていきたい、こゝう考へております。

○加藤(清)委員 第三問、これでおしまいでございまして。バナナ、ノリ、クライスラー、その他いろいろな通産行政の正規輸入以外の輸入が行われまして、今や東京はかつての上海だと、こゝう言われておるわけでございます。その中の最たるものは、自動車ではあります。自動車は、もうすでに新聞、雑誌で喧伝されましたが、最も大きいのは、時計だと存じます。そこで、時計のやみの防止策でございしますが、これについて、大臣はどのようにお考えでございませうか。御存じないといひませんから、一つ御参考にあつておし上げておきますが、ついせんだつてのこと、神戸では、警察官が腹巻の中に時計を巻いておりました。そのま

まビストルで撃たれて死にました。三百個ほど巻いていた。その前には、やみ輸入であつた時計を、税関の官吏が、やつちやいけな消費者へ一個売りをやつて話題をかもしました。つい最近におきましては、これが東京からだんだんと地方へ参りまして、地方の小売店あるいは東京の大口消費へ、直接やみ屋から売り渡すといふもぐり戦術が行われるやうに相なつて参りました。かくては、せつかく正規輸入をい

たし、差益金を三五%以上もたられてゐる正規業者が、とやういふまじめなことはできない、正直者がばかを見るから、これはかなわぬといふ声が盛んに起り、きのう、おとつといふ、これまた全国大会が行われております。また小売の方では、やみを扱わざるを得ない状況にありまして、これはあとで、あなたの答弁いかんによつて説明いたしますが、その結果はあげられて、一週間は二週間も、やみ以外の品物まで取り上げられて、必然的な営業停止を食らうと同時に、貴金属商のやうに信用の大事なこの店が、信用失墜を來たしてゐる。こゝういふ社会問題まで引き起しておられますが、やみ輸入防止につきましても、どのようなお考えでございませうか。時間があれば、数量その他から、ずつと読み上げまして申し上げたいのですが、大臣の御所見、御答弁のいかんによつては、これで質問を打ち切ります。

といたしましては、時計の輸入も認めておるのでありまして、これは、実はできるだけ国産によつてやりたいのであります。遺憾ながらどうも国産が十分間に合ふといふやうなこともありません。さらにはまた、輸入をすれば国産品の刺激にもなるのじゃないかといふやうな考えで、輸入をいたしておりまして、しかし、さらにその需要と供給の関係といふやうなものについては、十分検討をし、また密質につきましても、十分な対策をとるやうに、從來も要望いたしておりますが、要望いたしたいと思つております。

○加藤(清)委員 あなたが、どのやうに対策を立てられましようとも、こゝういふ答弁は、歴代の大蔵大臣がみな一様にお答えになつておる。ところが、月末になりまして、名古屋港だけで四十隻の船が入る。これに対して、検査官は十一人しかいない。かけ持ちでは、とてもじゃないが、調べられるものではない。そこで、ただ監督を厳重にするといふことには、いまだして、とやういふことはできることでもございませぬし、また通産行政の問題から少しはする大蔵関係の問題もございします。そこで、通産省として、このやみ輸入防止のために打てる手はありやなしや、大臣の手元で早急にやれる手はありやなしや、この点が聞きたいのでございします。

そこで、それだけではびんとこないでしよから、時間を気にしつつ簡単に申し上げますと、一九五三年度には八十九万個やみ輸入されてゐる。何がしは略します。その次の五十四年には九十七万個、五十五年には七十九万個、五十六年度、去年では百六万一千九百

第一問は、ノリの生産期に臨んで、韓国ノリ一億枚の輸入の問題が取りざたされ、そのおかげで、全国のノリ業者が被害を受けるというわけで、全国大会までやつております。去年は六億も欠損したわけでございますが、これについて、大臣はどのように御対処なさいますか。

○前尾国務大臣 ノリの輸入につきましても、生産者、輸入業者、これらの

第一問は、ノリの生産期に臨んで、韓国ノリ一億枚の輸入の問題が取りざたされ、そのおかげで、全国のノリ業者が被害を受けるというわけで、全国大会までやつております。去年は六億も欠損したわけでございますが、これについて、大臣はどのように御対処なさいますか。

○前尾国務大臣 ノリの輸入につきましても、生産者、輸入業者、これらの

第一問は、ノリの生産期に臨んで、韓国ノリ一億枚の輸入の問題が取りざたされ、そのおかげで、全国のノリ業者が被害を受けるというわけで、全国大会までやつております。去年は六億も欠損したわけでございますが、これについて、大臣はどのように御対処なさいますか。

○前尾国務大臣 ノリの輸入につきましても、生産者、輸入業者、これらの

第一問は、ノリの生産期に臨んで、韓国ノリ一億枚の輸入の問題が取りざたされ、そのおかげで、全国のノリ業者が被害を受けるというわけで、全国大会までやつております。去年は六億も欠損したわけでございますが、これについて、大臣はどのように御対処なさいますか。

○前尾国務大臣 ノリの輸入につきましても、生産者、輸入業者、これらの

第一問は、ノリの生産期に臨んで、韓国ノリ一億枚の輸入の問題が取りざたされ、そのおかげで、全国のノリ業者が被害を受けるというわけで、全国大会までやつております。去年は六億も欠損したわけでございますが、これについて、大臣はどのように御対処なさいますか。

○前尾国務大臣 ノリの輸入につきましても、生産者、輸入業者、これらの

第一問は、ノリの生産期に臨んで、韓国ノリ一億枚の輸入の問題が取りざたされ、そのおかげで、全国のノリ業者が被害を受けるというわけで、全国大会までやつております。去年は六億も欠損したわけでございますが、これについて、大臣はどのように御対処なさいますか。

○前尾国務大臣 ノリの輸入につきましても、生産者、輸入業者、これらの

九十個。これは何を隠しましょう、香港政府の調査に基くものでございませう。これだけ日本へ入れられている。そこで五十六年のものを金額にいたしますと、八百三十三万三千九百三十ドル、こりういことなるわけでございます。なぜそうなるかといへば、今あなたもおっしゃいましたように、内地の生産が需要に追いつかないわけですから、内地の生産は、どう考えてもせいぜい月三十一万個程度でございます。年間合せて三百七十二万個というのが通産省の統計に出てくるわけでございますが、これを需要と比較いたしましたとき、需要が月に四十万個。この内訳もずつと説明したいのですけれども、時間がないから簡単に申し上げますが、年間四百八十万個ぐらゐの需要が今起つておる。そこで不足分が百万個から百万個出ているという勘定でございます。そこへ補われるのは、わずかに外貨割当は、去年にしてさへも二万個、今度は六十万ドルになりましたから六千個ぐらゐしか入らない、こりうい勘定でございます。さすれば需要と供給の関係で、どうしても、やみが横行するのは、これは当然のことでございます。これについて、生産を奨励して、早く需給のバランスがとれるように、あるいはまた輸入外貨をふやして、やみ輸入を減らすなり、あるいは需要を規制するなり何なりの方途に出てもらわなければならぬわけですが、このおかげで、内地生産の方では、引っぱり合ひの上に抱合せ販売に相なつております。九州の小売屋さんが、ほんの少々の日本製品を、セイコー、シチズン、オリエントを入れるために、東京へわざわざやってきて、五個か六個し

か手に入らない。これはやがて日本製品も高くなるという状況に相なるわけでございます。大臣として、通産行政の上から、やみ輸入防止策を、一つこで述べていたしたいと思います。

○前尾國務大臣 お話しのうちに、内地の生産を上げるということが最も望ましい。それにつきますしては、やはり時計業界、製造業界の育成、あるいはこりうい指導が最も適當であるかといふようなことも考へて今後検討して、ぜひ國産がふえまことを考へていきたい、かように存じております。

○加藤(清)委員 國産をふやすようにとおっしゃいましたが、高野精密を合せて四社でございますが、それの伸びは、年間二〇%以上伸びておりません。どんなにオートメーション化しても、二〇%以上伸びない。その上なお中共その他の貿易で、中共だけでも、去年十一万個の余輸出されているわけでございます。こりうなつて参りますと、ますます内地不足というこになります。金融引き締めもつこうでございますけれども、去年二百二十万ドルもありましたものを、こりうの上期は六十万ドルに削つてしまわれた。その結果は、この正月を目ざしてますます香港ルートをやみ輸入が行われようという形勢がすでに情報として入つておりますが、これについて、大蔵省は、一体何がゆゑにこのやみ輸入を助長させるようなこりうの外貨割当をしいて行われようとするのか伺いたい。

○村井説明員 ちよつと為替局長が手術中でございしますので、かわりまして資金課長からお答えいたします。加藤委員のおっしゃいました点は、まことに一面もつともでございます。できま

すれば、こりういやみの起りやすい時計のようなのは、なるべく外貨が十分でございますれば、國産の足りない分だけは入れて、こりうい変なこが行われるような事態はなくしたいことは、やまやまでございますが、何しろ私は、やまやまでございますが、何しろ私たちが感じたいましては、現在のところ、國際收支の危機をとにかく乗り越えていかなければいかぬといふ氣持が、実はございまして、これは腕時計を何個にしてもいいかといふか、何万ドルとかいふようなこりういワクまでは、別に具體的に御相談はいたしません、全体のワクとして、どうしてこりうい品目は多少制約されるというやうな結果になりがちな全体の外貨予算を組まざるを得ないというのが、実情でございます。

○加藤(清)委員 わかりました。薬もきき過ぎますと、肥える薬もやせてしまふのです。そこで、自余の問題はこの次に承わるとして、最後に一点だけ聞いておきます。大蔵省としては、ただ締めればいい、何でもかんでも十ば一からげに締めればいい、こりういことでお締めになります、その結果は、やみ輸入がどんどん行われて、やみで入れれば差益金の三五%もなければ、金利も何もありません。そこで、ずつと安いのが入る。商売する方ではそれを受け取つた方がよい。正規輸入を扱うよりも、やみを扱つた方がはるかに有利である。その結果、正規に許したところの商売が繁昌しなくなつて、あなたの方の税金の吸ひ上げの点において、かえつて逆な効果を生じてきている、こりうい状況であります。そこで、締めるものもつこうでございますが、こりうい悪

影響の大きいようなものは、一がいに十ば一からげにして締めるだけが芸じゃない。それでは、あまりにも知恵がなさ過ぎるではないかと思われるわけでありませう。

次に、通産省にお尋ねしますが、さなきだにやみが横行するといふことは、やみ輸入のうまみがあるといふこととです。うまみがあるといふことは、差益が多いといふことなんです。その差益をより多く助長させるための手段として、三五%差益をとるものを、この年からは三八%に上げに上げられたい。この際はやみが横行しないように、それを少くすれば、だんだんやみのうまみは少くなる。にもかかわらず、やみを助長するために、もつとふやしておられますが、これは一体どういふものか聞いまして、こりういまいか、この点を一ツ通産大臣に伺います。

○前尾國務大臣 あらゆる問題を総合的に考へていかなければなりません。この際としては通貨の問題と外貨の問題といふやうなこがあるものでありまして、その点から不十分であることは私も認めております。しかし、ただいまお話しのように、やみ輸入を許すといふことは、実につまらぬことである。こりういやうなこも考へながら、今後の輸入の問題あるいは國內の生産の振興といふことも、増産といふやうな問題を全体として取り上げて、適切な方法をとつていきたい、かように存じます。

○加藤(清)委員 本件に關しては、次の国会といふか、この閉会中に譲ります。要は、正直者がばかを見ないようには、正規輸入業者が生産にいいしめる

と同時に、消費者が喜んで安心して正規なものを買つて、ほんとうに生活が豊かになるよう、大臣としては早急対策をお立ていただきまして、業界並びに國民が安心するようにしていただきたいといふことを要望いたします。

○福田委員 次に録害について伊藤卯四郎君

○伊藤(卯)委員 大へん時間がおそくなりまして、委員長並びに大臣、政府委員の方々に御迷惑と思ひますが、会期は明日で終りますし、なお休会中、または来るべき通常国会等の關係におきまして、それぞれ考へなければならぬ重要なことであると思ひますので、三、四點について質問申し上げておきたいと思ひます。

お、私が御質問申すのについては、大臣初め政府委員においては、それぞれ明確にお答えになるのに、立場上いろいろ困られることなどもあらうと思ひますから、なるべくこりうい点は避けまして、大臣にその内容を知つていただいてお考え願ふといふやうなこで、申し上げていこうと思つております。

私、ここに持つておるのですが、福岡通産局長から、こりうい意見書が本省に送られておると思ひます。鉱業と公益等との調整について、昭和三十三年九月二十八日、福岡通産局気付でございます。これは八幡市から助役その他の代表が請願書を本国会に提出するに當つて、その了解といふか意見を述べに行きました折に、福岡通産局として、こりうい意見書を本省の方に送つてあるといふことで、この刷りものは、向うからもらつてきたものでござ

と同時、消費者が喜んで安心して正規なものを買つて、ほんとうに生活が豊かになるよう、大臣としては早急対策をお立ていただきまして、業界並びに國民が安心するようにしていただきたいといふことを要望いたします。

ざいます。これはきわめて重要でありますので、その内容の重要な点だけを大臣に御参考申し上げておこうと思ひます。

鉱業法第三十五条を初めとして作られてありますところの「これらの法律の多くは、何れか一方の制限または禁止による調整を目的とするものであり、両者の共存関係について適確な規定を欠くため、現実に直面して充分に調整し得ない憾みがある。特に北九州の如く、鉱区の上に他の産業、公共施設等が密集している地域においては、その競合の度合が著しく、両者の共存の調整は当面の緊急課題となつており、これについて根本的な対策が講ぜられない限り、経済の発展は期すべくもない。

従つて、この際特に別紙の事項等について、鉱業法あるいは鉱山保安法の一部改正または特別立法等強力な措置を講ずる必要が痛感される次第である。」といふことと内容が書いてある。これは非常に重要でありまして、七つの項目になつておりますから、これを大臣の御参考に申し上げておきます。

1、鉱業と公益等の競合の度合の著しい地域および地下資源の賦存状況、土地の利用状況等よりみて将来著しい競合が予想される地域については、これを特別調整地域として、予め指定すること。

2、特別調整地域において、鉱物の掘採を行わんとする場合には予め鉱業権者をして、探掘計画およびそれに伴う影響の範囲等を公開せしめること。

3、特別調整地域において、現に鉱業と地上物件等が競合し、かつ当

該鉱物の掘採が国家的に極めて重要である場合には、国は鉱業権者および地上物件の管理者双方に、地上物件の補強、坑内充てん等それぞれ強力な予防措置を講ずることを命令しうるようにすること。

4、その場合は、資源の開発が国家的要請に基づくものである点に鑑み、国または公共団体においてその費用の全部又は一部を負担するものとする。

5、特別調整地域において、新に工作物等を構築する場合は、予想される鉱害および将来同地域内において鉱業が行われることを考慮に入れて、充分な補強工事を行わしめるように、事前に届出を要するものとする。

6、将来の鉱害を担保するため、特に必要ある場合には、鉱業権者をして事業着手と同時に賠償準備金の供託を行わしめること。

7、上記の主要事項につき必要な調査審議を行うため学識経験者および関係者よりなる委員会を設置すること。

以上のような内容でありまして、これは人見局長が、自分の行政区域内にこれらに関する重大な問題が起つていて、その処置の苦境に当面して、本省に訴えたものと思ひます。行政責任者としての人見局長の意見はきわめて忠実で、尊敬すべきものであると思ひます。前尾通産大臣は、この取り扱ひをどのようにお考えになつておられるか、またこういふものをごらんになつておられるかどうか、そ

ことについて一応大臣の所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○前尾國務大臣 実は、私、先般九州に参りまして、福岡で通産局長とも会ひまして、ただいまお読みの方書も拝見いたしました。いろいろもつともな点もありましたので、これは一つの研究資料として、ただいま検討を事務局にやつてもらつておる段階であります。

○伊藤(卯)委員 今、私がお読みしました、また大臣もごらんになつた通りであります。地下鉱物資源の掘採と地上権者の利益保護との調整は、国家の鉱業政策上、最も重大な問題になつておることは申し上げるまでもございせん。そこで、それらの調整については、日本においては、いまださうした法律もございせんので、これらが行われておりません。これは、私は、近代工業国家日本としては、非常に重大であらうと思つております。たとえ

ば京浜地区であるとか、あるいは阪神地方であるとか、あるいは中京とか、北九州とか、こゝろ重工業地帯においては、どうしてもこの地下と地上との調整をする法律の制定といふものが必要であることは、おそろしく大臣も痛感しておられると思ひます。西ドイツその他の欧州の重工業地帯においては、御存じのように、それぞれこの調整規定が作られていて、とかく問題が引き起らないように、さうした措置を国の対策としてやつておるようであります。これらの点においても、政府の方では、相当さういふ資料も集め、研究もしておられるだろうと思ひますが、そ

ういふことについての用意と準備をさ

れつつあるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○前尾國務大臣 御存じの通りに、われわれは、今後エネルギー資源としての石炭という問題を、非常に重要視いたしております。従つて、今後の石炭開発については、既存の炭鉱の開発なりあるいはその合理化を促進していく反面に、また新炭田の開発というよりなことも考へております。また、ただいまお話しのような問題につきましても、いろいろ実際の事例に当りまして、いろいろな問題を考へておるわけでありまして、あらゆるものを総合して現在検討いたしておりますので、何らかの対策を考へたい、かように考へております。

○伊藤(卯)委員 これは委員長にお願ひをしておきたいと思ふのですが、国会において、地上の産業施設、衛生施設、公共施設等、親しく御調査を賜わるとともに、利害関係者の意見の聴取をしてもらいたいといふことが、本委員会に鉱業法改正の請願書として提出をされて、それが本委員会でも採択になつております。従ひまして、当面しておる重大な問題として、通産省としても、また地元の通産局長としても、その処置方に相当困つておられる現状にありまして、この点につきましては、請願書の採択に基きまして、休会中に現地調査というか、関係者を現地に

いれてでもお呼びになり、意見聴取をされて、鉱業法改正の本委員会の資料としていただきますよう、この点を委員長にお願いしておきます。

それから、先ほどの福岡通産局から本省に意見書として提出されておりますその内容にほとんど盛りられてお

ますので、重複して申し上げる必要はございせんが、鉱業法の三十五条は、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設もしくはこれに準ずる施設を破壊し、産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、鉱業権の設定を許可してはならないと規定してあります。なお、これが取扱いの慎重を期するために、鉱業法第二十四条で、鉱業権設定許可に際しては、通産局長は都道府県知事に協議をしなければならぬといふことも規定をされております。もつとも、同法第五十三

条に、既設設定の鉱区について、同条に該当するようになったと認めるときは、通産局長は鉱区の減少の処分または鉱業権の取り消しをしなければならぬと規定してあります。同条の二項に、前条の場合に、国が鉱業権者に対して補償をしなければならないと規定してあります。そのために、実際の問題としては、通産局長が五十三条を適用し、地上権者の利益や公共の福祉を保護した事例は、鉱業地帯において、いまだ日本には私の知る限りにおいては、ないように思ひます。そうすれば、この五十三条は、実際の運用からいけば、これは死文にひとしいと申し上げていいのであります。そこで、一通産局長が、鉱区を減少処分にした

り、鉱業権を取り消しをしたら、それから国家賠償などの重大な処理をされ得るものでないことは、もう申し上げるまでもありません。それから日本が産業上の重要地区等について、特別立法の措置を講ぜられ、探掘採案の認可に当つて、人見局長も言つておられますように国家の権威ある調査団を作つてその審議に付して、その結果、鉱物

の採掘を制限を加える。または地上の被害を防止するために完全な充填方法を採用するとか、極力鉱害の防止をはかり、さらに、これら鉱害予防または鉱害復旧等のための費用については、鉱業権者が負担し得るものと、それから国家において補償するものとのこの必要性が書かれてあるのです。それは鉱業法制定当時の国情と、今日の日本の産業の基本である重工業等の関係というの、全く違つてきておるのであります。特に重工業地帯に関する限り、諸種の点において鉱業法の改正の必要であることは、もう論ずる余地は私はないと思います。そこで、通産大臣は、こういうような現状でございまして、これはいかなる点から見ましても、この重工業地帯あるいは公共施設、その下の地下の鉱物採掘より起る被害との調整をどのようにするかという点から、鉱業法の改正というものは、何人も議論の余地はない。おそらく役所側でも、私どもの聞く限りにおいては、鉱業法の改正がいかに緊急であるかということは、もうしばしば聞かされておることもありますが、大臣は、来たるべき通常国会において、鉱業法改正案を出しになるお考えがあるかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○西村(重)委員長代理 委員長に御要請になりました件は、重要な事柄でございますから、理事会で諮りまして、検討の上善処いたしたい、こう思ひます。

○前尾國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、ただいま検討中で、極力研究を進めているので、御希望に極力沿ひたい、かように考えます。

○伊藤(卯)委員 いま一点だけ伺ひます。時間の関係がありますから、先ほど申し上げましたように、私の方から意見を申し上げてしまふ方が、時間が能率的になると思つて申し上げておるわけですが、いま一点は、北九州地区に起つております争ひの問題になつておる点でございます。それは、御存じのように、八幡市地区と、それからその隣りの町にあります日本炭鉱高松炭坑との関係において争ひが起つておる点で、地元通産局長も相当お困りになつておる。そこで私は、その点について大略を述べまして、大臣の関心というか、あつせんを求めようと思つておきます。

昭和二十六年に、北九州に総合開発地区としてこれは指定をされておるわけですが、そういう点から八幡市の西部地区には政府関係者も御存じであると思ひますが、非常な重工業地帯として発展をし、それに伴ひまして上水道の関係、工業用水の関係あるいは水道、そして飲料水との関係、こういう公共施設と、それからさらに鉄筋コンクリートの高層建築、そういうものが非常にその後建てられてきております。そこで、この地下を採掘をいたして参りますと、当然危害がよつて起るといふことは申すまでもありません。そういう点から被害を受けるであろうと想像する地元の諸君が非常に心配しておられますので、そういう点から、地元通産局長も、炭鉱側に対する施設許可をなかなか出せないで、こういう悩みが起つておるわけでございます。ところが、この通産局長の現在解決し得ないで悩んでおる問題は、これは今後なおまだ続く問題であります。従つて、何らかの解決対策をしてやつて、今日のような争ひを根本的に解決してやらぬと、通産局長のこの悩みというもの、永久に続いていくということになつております。従つて、われわれ立法院の者として、鉱業法の欠陥からこれが起つてきておるなら、これを黙視することができません。また、従つて、行政府であるところの政府も関係大臣も、これら何らかの方法で解決ができるよう立法院の協力を得つ、これらの解決策を見出そうとされることは当然だ、こう私は思つております。そういう点について、申し上げようと思ひるのは、たとえば高松炭坑側も、現在施設許可を得られるものとして、かなり広範な鉱区の施設許可願を出してあります。一千万トンにも上ろうとするこの出炭をするために、炭鉱側としても莫大な資本を投じて斜坑なども掘つてその事業を完成してあります。従つてまた、労働者も数千人を抱えておるわけです。この地区が掘れるか掘れないかということ、炭鉱側にとつてもこれは生命線というか、死活にかかわるほどの重大性を持つておると私は見ております。しからばといつて、この許可を出せるまでの話し合ひは、地元側ではつかないでおります。また、この話し合ひは、法律の上からいつても、話し合ひがつけられ得ない現状にあるので、地元通産局長も困り抜いておられます。この点は、本省の石炭局長も、ともに相当苦境に立つておられるのが現状じゃないか、こう私は思つております。そこで、この被害を想像して心配しておる地元関係者と炭鉱側との調整解決のためには、地元通産局長と本省の石炭局長だけにこれをまかされて

あつても、なかなか立ち入つて解決できないというものが、今日のこの悩みになつておる点だらうと思ひます。従つて、大臣も、この点に重大な関心をお持ちになつて、この解決のでき得ないでおる問題を、やはり大臣が国家的見地から、積極的に解決のでき得るようになつて、あつせん努力をしてやるといふこと以外にないんじゃないかと私は考へております。根本的には鉱業法の改正の必要、あるいはまたこれらの問題を解決しようとする、国家賠償の問題といふことも、もちろんこれは話として出てくることは当然であります。しかしながら、今行き悩みになつてゐるのは、炭鉱側と三業化成工場と、この両当事者が、工業用水の問題について話し合ひの妥結ができないでおるのです。炭鉱側としては、石炭を掘つて出すといふことは、やはり経営採算の上からやるのでありますから、おのずから賠償にも限度があると思ひます。ところが、被害を受けるであろうと想像する三業化成側では、大きな化学工場をやつておるのであります。工業用水が生命線であるから、やはり水についで不安をなからしめる保証といふものが与えられなければ、調印のできないのもやむを得ないことであらう、私はこう思ひます。そうして両者が利害関係でこれが解決できないでおるということでありまして、現在鉱害法によつて、鉱害が起つた場合には、被害復旧事業に対しては、国家が復旧費用の分担をしておるのでありますから、そういう見地から、大臣が乗り出していかれば、おのずからまた解決の道もあるんじゃないか。たとえば穴生の浄水場の池から、あるいは工業用

水の池から、万一の場合は水を補給してやるということについて政府側で努力をし、責任をもつて保証してやるとか、そういうもう一つの努力をされれば、おのずから私は水の問題については解決の道があるように思ひます。そうして当面の問題を解決してやつて、次に鉱業法の改正の問題等をあわせて、将来において起るであろうといふ問題をできるだけ早く解決する方策を立ててやることこそが、われわれ立法院の府におるものとしても、また大臣としても、当然考えなければならぬことである。地上の重工業、公共施設等と、その下の鉱物を掘るといふこととのこの調整関係等は、今後のために当然やられておかねばならぬという問題だと思ひますが、こういう点について、大臣は、内容は御存じだと思ひながら、これは現在及び将来のためにもやらなければならぬといふことで、この解決のために一そうの努力をされる御意思があるかどうか、この点を伺ひます。

○前尾國務大臣 ただいまお話しした具体的な問題につきましては、私も十分承知をいたしておるのでありますが、ただ従来からいろいろなきさつがあるように聞いております。これは長年の問題でありますから、調査会の結論も出ておるので、この際、何として、両方うまく調整して解決していただきたいといふことを希望いたしておるのであります。もう一息といふところで話がかないよう聞いております。この点、私としましては、もとより努力はいたしておるのであります。結局において、両方の言い分、もつともではあります。両方また譲

り合つてもならなければ話がつかないのですから、それにつきましては、私としまでも、さらに特段の努力はいたすつもりであります。また地元の方々にも大いに協力をしていただいで、一日も早く解決いたしたいと思ひます。実は、私は、もう解決するものだといふふうに、むしろ考へておつたのが、今日まで延び延びになつてゐることは、はなはだ遺憾であります。今後にもさらに十分努力いたしたい、かように考へます。

○伊藤(卯)委員 大臣に希望だけ述べておきます。もう内容は大臣が百も御存じだし、石炭局長なども、もう悩み抜いておられるほど知つておられる問題ですが、要は、地元通産局長や本省の石炭局長の手にはなかなか負えない、そういう点で行き悩みになつておる、こゝ思ひのです。炭鉱側としても、申し上げたように、もう二百何十人の人間が、当面石炭を掘る所もないので、失業問題だといつて深刻に訴えております。また炭鉱としても、計画事業をやれないといふことは、容易ならぬことでもありますし、ひいては膨大な炭鉱の失業者も出るというようないことも考へられますし、従つて、これは放任しておけない現状でありますから、ぜひとも一つ、これらの話し合いが調整されて解決ができるように、双方の間に不安なからしめるような、また採掘についても、たとえば、地上に被害を与えることを極力なくしてやる採掘の方法もあるわけだし、それから、万一起つた場合の補償の問題なり、あるいは国家としてそれらをどのように見てやるかという問題も、法律の上からいって、これは言へることで

ありますから、そういう点等も、一つ十分お含みの上で、この争ひの問題をすみやかに解決して、それらを将来への解決の第一歩ということになり得るような努力を大臣がされるより、これは強く私から要望をいたしておきます。

○多賀谷委員 関連して。この際委員長に要望しておきたいのですが、鉱業権と地上権の競合の調整につきまして、恒久的な立法を研究するということについては異論はございません。しかし、現下にて起つております北九州の紛争については、採掘を見ました請願につきましては、実は反対陳情も参つておるようなわけでもあります。そこでこのに当面の三菱化成と日本炭鉱との関係は、当事者間においても、解決に鋭意努力をされておるようでありまして、また国会において、これらの利害関係者を招致して意見を聞いたり、あるいは国会が乗り出して調査をするといふことは、果して問題解決の方向に進むかどうか、かなり疑問がございますので、慎重に扱つていただきたい、これを要望しておきます。

○西村(直)委員長代理 よく理事会で相談をいたします。

○西村(直)委員長代理 この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。本日、理事松平忠久君が委員を辞任せられ、ただいま再び委員に選任せられましたので、この際同君を再び理事に指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村(直)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後六時三十一分散会

〔参照〕

中小企業団体系案(第二十六回国会閣法第一三〇号、参議院継続審査)に関する報告書

中小企業団体系法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第二十六回国会閣法第一五二号、参議院継続審査)に関する報告書

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(第二十六回国会衆法第三六号、参議院継続審査)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年十一月二十一日印刷

昭和三十一年十一月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局